

# 国別障害関連情報 フィリピン共和国

独立行政法人  
国際協力機構（JICA）

令和3年2月  
(2021年2月)

株式会社国際開発センター  
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報  
フィリピン共和国  
目次

1. 基礎指標 .....	1
1-1. 基礎指標 .....	1
1-2. 障害に関する指標 .....	2
2. 障害関連政策 .....	6
2-1. 障害関連行政制度 .....	6
2-2. 障害関連法律の詳細 .....	11
2-3. CRPD 批准による対応状況 .....	13
2-4. 障害関連施策の状況 .....	16
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (GBR/CBID) の状況 .....	28
2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況 .....	29
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響 .....	30
3. 障害関連団体の活動概況 .....	35
3-1. 障害当事者団体の活動概要 .....	35
3-2. 障害者支援団体の活動概要 .....	36
4. 参考資料 .....	37

## 図表目次

図 1 障害種別の障害者数割合（2000 年） .....	4
図 2 障害の年齢別割合（2010 年） .....	4
図 3 障害の性別割合（2000 年） .....	5
図 4 障害者の居住地域（2010 年） .....	5
図 5 障害に関する政府行政組織 .....	9
表 1 NCDA の部門と役割 .....	7
表 2 障害関連担当機関 .....	8
表 3 NCDA の小委員会及び議長 .....	10
表 4 障害関連担当機関 .....	10
表 5 技能訓練に参加した地域別障害者の数 .....	21

## 略語表

CBR	Community-Based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CEDAW	Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination Against Women	国連女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
CHED	Commission on Higher Education	高等教育委員会
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
DAISY	Digital Accessible information System	アクセシブルな情報システム
DepEd	Department of Education	教育省
DOLE	Department of Labor and Employment	労働雇用省
DOH	Department of Health	保健省
DOTC	Department of Transportation and Communication	運輸通信省
DPO	Community-based Rehabilitation	障害者団体
DPWH	Department of Public Works and Highways	公共事業道路省
DSWD	Department of Social Welfare and Development	社会福祉開発省
DTI	Department of Trade and Industry	貿易産業省
LGU	Local Government Unit	地方自治体
NSO	National Statistics Office	国家統計事務所
NCDA	National Council on Disability Affairs	国家障害者評議会
NGO	Non-Government Organizations	非政府組織
OHCHR	Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights	国連人権高等弁務官事務所
PIA	Philippine Information Agency	フィリピン情報庁
PhilHealth	Philippine Health Insurance Corporation	フィリピン健康保険公社
PSA	Philippine Statistic Authority	フィリピン統計局
RCDA	Regional Council on Disability Affairs	地域障害者評議会
SCABET	Sub-Committee on Accessibility of Built Environment and Transportation	建物と交通のアクセシビリティに関する小委員会
TESDA	Technical Education and Skills Development Authority	技術教育技能開発局
TULAY	(Tulong Alalay sa Taong May Kapansanan) United Nations Children's Fund	障害者のための救済と支援
UNICEF	Bridging Program for the Filipino Family	国連児童基金
4Ps	(Pantawid Pamilyang Pilipino Program)	フィリピンの家族のための橋渡しプログラム

## 1. 基礎指標

### 1-1. 基礎指標<sup>1</sup>

一人当たり GDP	3,485.08 米ドル	2019 年
-----------	--------------	--------

### セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	4.45 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	2.5 %	2009 年
社会福祉（対 GDP 比）	0.67 %	2016 年

### 人口

総人口	108,116,620 人	2019 年
男性人口比率	50.24 %	2019 年
女性人口比率	49.76 %	
都市人口比率	47 %	2019 年
農村人口比率	53 %	
出生時平均余命（全体）	71 歳	2018 年
男性	67 歳	
女性	75 歳	

### 保健医療

栄養不足蔓延率	15 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	13 人	2019 年

### 教育

教育制度 <sup>2</sup>		
初等教育年数	6 年	2020 年
義務教育年数	13 年	2019 年
成人識字率（全体）	98 %	2015 年
男性	98 %	
女性	98 %	

<sup>1</sup> 世界銀行 <https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2020-12-08）に基づく。

<sup>2</sup> 初等教育は Grade1-6 の 6 年間、中等教育は Grade7-12 の 6 年間、高等教育は大学（college や university、及び diploma や associate を含む）以上を指す。また、義務教育は、5 才からの幼児教育 1 年間と初等中等教育の 12 年間の計 13 年を指す。

PSA（Philippine Statistics Authority）(2017) PHILIPPINE STANDARD CLASSIFICATION OF EDUCATION

<https://psa.gov.ph/sites/default/files/PSCED%20Publication%20as%20of%2024%20April%202018.pdf>（参照 2020-12-16）及び

外務省 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world\\_school/01asia/infoC11400.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/01asia/infoC11400.html)（参照 2020-12-16）

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	108 %	2017 年
男子	104 %	2018 年
女子	100 %	2018 年
中等教育（総就学率）		
全体	86 %	2017 年
男子	80 %	2018 年
女子	89 %	2018 年
高等教育（総就学率）		
全体	35 %	2017 年
男子	31 %	2018 年
女子	40 %	2018 年

#### 雇用

失業率（全体）	2.2 %	2020 年
男性	2.0 %	
女性	2.4 %	

### 1-2. 障害に関する指標

#### 1-2-1. 障害の定義

フィリピン共和国（以下、「フィリピン」）では、「障害者のための大憲章（Magna Carta for Persons with Disabilities）」と呼ばれる1992年に制定された共和国法第7277 条（2007年に共和国法第9442 条によって改訂）が障害の定義を定めている。同法では、障害者を「精神的、身体的または感覚的機能障害の結果として、人間にとって正常と見なされる方法や範囲内で活動を行うための制限を受けている、または異なる能力に苦しんでいる人」と定義している。また、同法では、機能障害を「心理的、生理学的、または解剖学的な構造または機能の喪失、減少、または異常」と定義している。障害の種別は、同法の実施規定で以下の7つに分類している。

1. 身体／運動障害
2. コミュニケーション障害
3. 視覚障害
4. 学習障害（認知障害または知的障害）
5. 障害のある慢性疾患
6. 精神障害
7. 心理社会的及び行動的障害

### 1-2-2. 障害に関する統計整備状況

2010年にフィリピン統計局（Philippine Statistic Authority。以下、「PSA」）が行なった国勢調査によると、総人口9,210万人のうち、144万人（1.57%）に障害<sup>3</sup>があるとしている（2000年の国勢調査では、障害者数は93万5,551人（1.23%）であり、数・割合ともに増加している）<sup>4</sup>。障害者については、国家統計事務所（National Statistics Office。以下、「NSO」）が2000年の国勢調査の結果をもとに「特別報告書<sup>5</sup>」を作成している。また、PSAはウェブサイト上で2010年の国勢調査の結果「フィリピンの障害者（2010年の国勢調査の結果より）<sup>6</sup>」をNSOが集計したデータ<sup>7</sup>とともに紹介している。

2010年の国勢調査の質問項目は「身体的もしくは精神的な障害<sup>8</sup>があるか？」という直接的な質問項目となっており、障害統計に関する国連ワシントン・グループ短縮質問紙セット<sup>9</sup>を活用していないうえ、障害種別ごとの統計データが存在しない。そのため、障害種別ごとの統計（図1 障害種別の障害者数割合、及び図3 障害の性別割合）は、2000年の国勢調査の「特別報告書」に基づき、視覚障害、聴覚障害、言語障害（Oral Defect）、身体障害、精神障害、重複障害の6つに分類している。一方、障害者数、年齢別・地域別の統計（図2 障害の年齢別割合、及び図4 障害者の居住地）は2010年の国勢調査の情報に基づいている。

### 1-2-3. その他統計

障害者数（全体）	1,442,586 人（全人口の 1.57%）	2010 年
男性	733,779 人（全体の 50.9%）	
女性	708,807 人（全体の 49.1%）	

<sup>3</sup> 原文では「disability」と表記。

<sup>4</sup> PSA (2013) <https://psa.gov.ph/content/persons-disability-philippines-results-2010-census>（参照 2020-12-17）

<sup>5</sup> NSO (2005) “Special Report on Persons with Disabilities”, <https://psa.gov.ph/sites/default/files/2000%20CPH%20Special%20Report%20on%20Person%20With%20Disability.pdf>（参照 2020-12-17）

<sup>6</sup> PSA (2013)

<sup>7</sup> PSA (2010) Table 1. Household Population with Disability by Age Group, Sex, and Region: Philippines, <https://psa.gov.ph/sites/default/files/attachments/hsd/pressrelease/Disability%20by%20Age%20Group%20and%20Sex.pdf>（参照 2020-12-17）

<sup>8</sup> 原文では「disability」と表記。

<sup>9</sup> Washington Group on Disability Statistics, The Washington Group Short Set on Functioning (WG-SS), 19 March, 2020, [https://www.washingtongroup-disability.com/fileadmin/uploads/wg/Documents/Questions/Washington\\_Group\\_Questionnaire\\_\\_1\\_-\\_WG\\_Short\\_Set\\_on\\_Functioning.pdf](https://www.washingtongroup-disability.com/fileadmin/uploads/wg/Documents/Questions/Washington_Group_Questionnaire__1_-_WG_Short_Set_on_Functioning.pdf)（参照 2020-12-08）

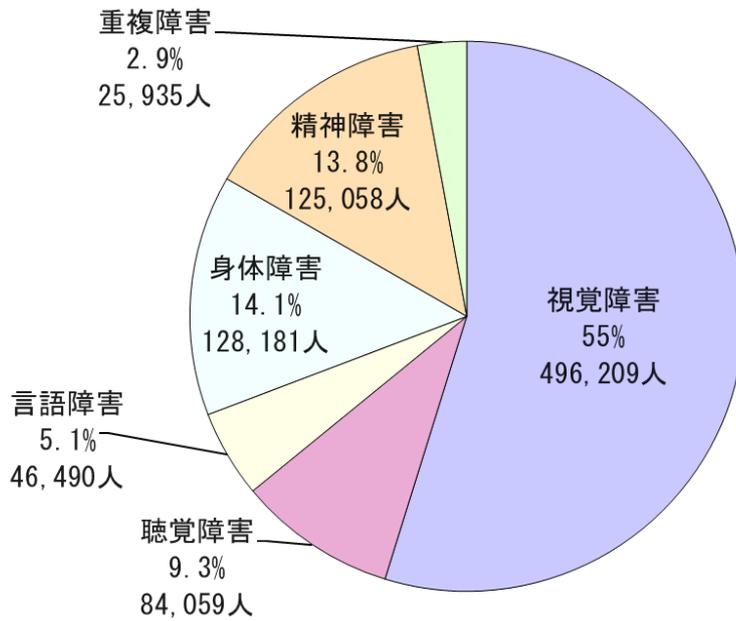


図1 障害種別の障害者数割合 (2000)

出所：国家統計事務所「特別報告書」<sup>10</sup>を基に調査チームが作成

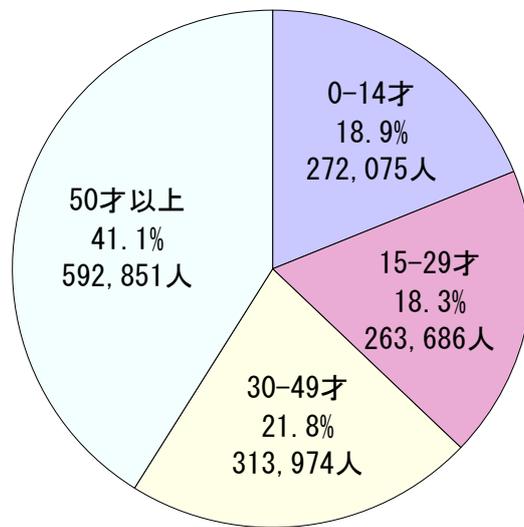


図2 障害の年齢別割合 (2010)

出所：国家統計事務所<sup>11</sup>を基に調査チームが作成

<sup>10</sup> NSO (2005) “Special Report on Persons with Disabilities”, p.42

<sup>11</sup> PSA (2010) p.1,

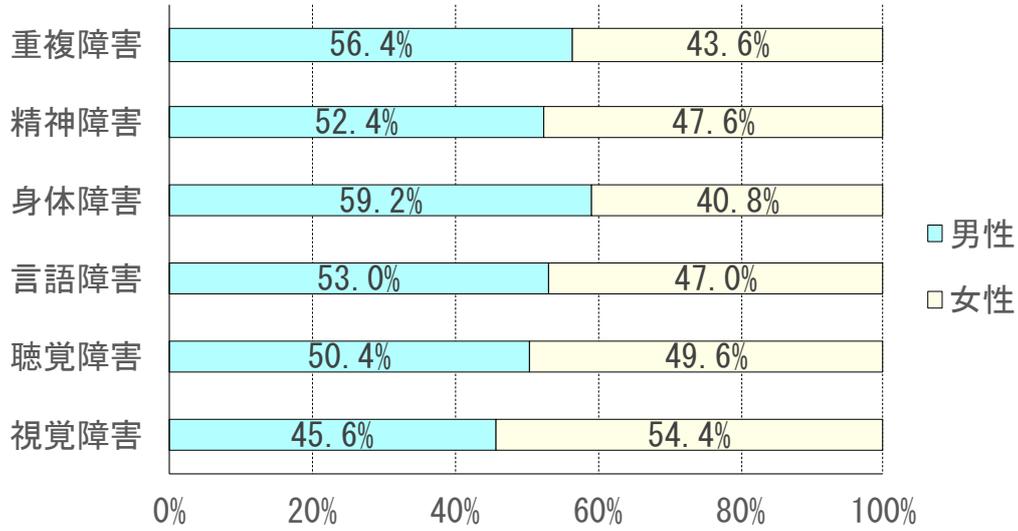


図3 障害の性別割合 (2000)

出所：国家統計事務所「特別報告書」<sup>12</sup>を基に調査チームが作成

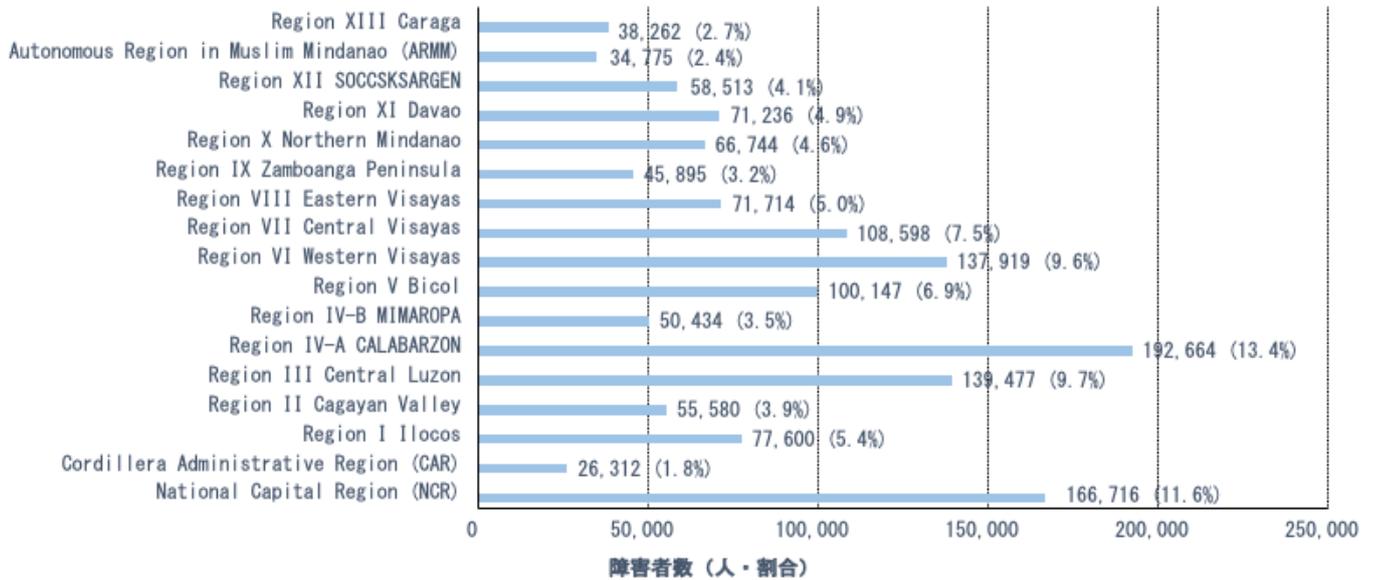


図4 障害者の居住地域 (2010)

出所：国家統計事務所<sup>13</sup>を基に調査チームが作成

<sup>12</sup> NSO (2005) “Special Report on Persons with Disabilities”, p.42

<sup>13</sup> PSA (2010) Table 1. Household Population with Disability by Age Group, Sex, and Region: Philippines, pp.1-9

## 2. 障害関連政策

### 2-1. 障害関連行政制度

#### 【中央政府行政】

1987年に発行された大統領令第232号は、障害者に関する全国委員会（National Commission Concerning Disabled Persons。以下、「NCCDP」）を全国障害者福祉評議会（National Council for the Welfare of Disabled Persons。以下、「NCWDP」）に再編成した。当初、社会福祉開発省（Department of Social Welfare and Development。以下、「DSWD」）に所属していたNCWDPは、2007年に発行された大統領令第676号によって大統領府に移管され、国家障害者評議会（National Council on Disability Affairs。以下、「NCDA」）に再編成された。しかし、2011年に発行された大統領令第33号は、政府サービスを合理化や、障害セクターに効率的かつ効果的なサービスを提供することを目的に、NCDAを大統領府からDSWDの傘下に戻した。NCDAは、2008年に発行された大統領令第709号に規定されているとおり、障害者の権利に関する法律の提案や障害に関する政策の策定を担い、プログラムとプロジェクトを調整・監視する中央政府機関である<sup>14</sup>。NCDAの事務局長は、NCDAの会長に任命され、副事務局長の支援を受けて事務局を率い、NCDAのすべての部門の方向性、監督、及び調整を行う。NCDA事務局は、NCDA理事会の要請を受け、障害者に関する機能を調整し、サービスを組織し、プログラムを評価する役割を担っている。NCDAの執行委員会は、理事会を支援し、障害関連の政策課題の解決やプログラムの提案を行い、理事会に議題をあげる前の情報処理（clearing house）の機能を果たしている<sup>15</sup>。2008年の大統領令第709号の第2項は、NCDAに「協議会を開催し、すべての関係者との対話」をするよう義務付けており、さらに、同令の第3項は、NCDAの理事会に、障害者団体（Disabled People's Organization。以下、「DPO」）を代表する2名の障害者をメンバーとして含めることを規定している。NCDAには4つの部門があり、それぞれの役割を以下でまとめる（表1）。

<sup>14</sup>国連人権高等弁務官事務所（Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights。以下、「OHCHR」）（2014）国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities initial State Party's Report。以下、「CRPDの政府報告」）, p.4, [https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2fPHL%2f1&Lang=en](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2fPHL%2f1&Lang=en)（参照 2020-12-08）

<sup>15</sup> NCDA, Organizational Structure, <https://www.ncda.gov.ph/about/organizational-structure/>（参照 2020-12-08）

表 1 NCDA の部門と役割

No.	部門名	役割
1	プログラム管理課 (Program Management Division)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事会によって策定された方針を支援するプログラム及びプロジェクトを計画、開発、評価する。</li> <li>・ 障害の予防、リハビリテーション、機会の平等化に関する国家プログラムを計画、開発、評価する。</li> <li>・ 障害者福祉に関する全国的なネットワークを広げ、強化する。</li> <li>・ 障害に関する研修及びその他の関連活動を通じて技術支援を行う。</li> </ul>
2	情報・教育・コミュニケーション課 (Information, Education and Communication Division)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害問題に関する包括的な広報プログラムを計画、開発、評価する。</li> <li>・ 出版物、視聴覚資料、その他の情報・教育・コミュニケーション資料を使用して啓発を行う。</li> <li>・ NCDA 及び関係機関のすべての事業に情報・教育・コミュニケーション支援を提供し、連携とネットワークを確立する。</li> </ul>
3	技術協力部 (Technical Cooperation Division)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係する国際機関との連携やネットワークを確立・維持し、課題に対処するための資源形成を促進する。</li> <li>・ 資源形成を促進するための技術協力プログラムを計画、開発、評価する。</li> <li>・ 経営情報システムを計画、開発、維持する。</li> <li>・ 国際的な障害分野の問題・傾向・基準を調査し、フィリピンへの技術移転を促進する。</li> </ul>
4	管理部 (Administration Division)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NCDA の行政サービス機能に関するガイドラインを計画、管理、提供する。</li> <li>・ 採用・研修を通じて人材育成を促進する。</li> <li>・ 会計、予算編成、資産管理等、運営管理に関するサービスを提供する。</li> </ul>

出所：NCDA のウェブサイトを基に調査チームが作成

表 2 障害関連担当機関

No.	機関名	概要・役割
1	社会福祉開発省 (DSWD)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貧しい人々、脆弱な人々、不利な立場にある人々のために、社会福祉と開発の政策とプログラムの策定、実施、調整を主導。</li> <li>・ 社会福祉開発機関による社会福祉サービスの提供に関する基準の継続的な遵守を監督。</li> <li>・ 地方社会福祉開発事務所 (Local Social Welfare and Development Offices。以下、「LSWDO」) を通じた、地方自治体 (Local Government Unit。以下、「LGU」) による社会福祉開発プログラム提供の改善。</li> <li>・ 災害時において被災者の即時救援と早期復旧を支援。<sup>16</sup></li> </ul>
2	保健省 (Department of Health。以下、「DOH」)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質の高いヘルスケアの提供と医療商品及びサービス提供者の規制を通じて、すべてのフィリピン人が基本的な公衆衛生サービスにアクセスできることを促進。<sup>17</sup></li> <li>・ 保健セクターにおいて 3 つの主要な役割を担っている：(1) 保健分野におけるリーダーシップ (2) 保健分野の人材育成 (3) 医療サービスの管理。</li> <li>・ 健康に関する国家計画、技術基準、及びガイドラインを作成し、医療提供者と関係者に技術支援を提供。<sup>18</sup></li> </ul>
3	労働雇用省 (Department of Labor and Employment。以下、「DOLE」)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべてのフィリピンの労働者が働きがいのある人間らしい仕事に従事できるよう、雇用機会の促進、雇用に関する人材の育成、労働者の保護と労働福祉の促進、及び産業平和の維持を担う。<sup>19</sup></li> <li>・ 性別、能力、年齢に関係なく、雇用への平等なアクセスを促進。</li> <li>・ 民間部門の雇用主に、高齢者と障害のある労働者に同一の賃金と手当を提供するよう指導。<sup>20</sup></li> </ul>
4	教育省 (Department of Education。以下、「DepEd」)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フォーマル及びノンフォーマル教育における政策、計画、プログラムを策定・実施・調整。</li> <li>・ 公立と私立の両方の代替学習システムを含む、すべての初等中等教育機関を監督。</li> <li>・ 国家開発の目標に関連する基礎教育の完全で適切な統合されたシステムの確立と維持を提供。</li> </ul>

出所：各省庁のウェブサイトを基に調査チームが作成

<sup>16</sup> DSWD, About us, Mission and Organizational Outcomes, <https://www.dswd.gov.ph/about-us/> (参照 2020-12-17)

<sup>17</sup> DOH, About us, <https://www.doh.gov.ph/about-us> (参照 2020-12-08)

<sup>18</sup> DOH, DOH Profile, <https://www.doh.gov.ph/profile> (参照 2020-12-08)

<sup>19</sup> DOLE, Mission, <https://www.doh.gov.ph/profile> (参照 2020-12-08)

<sup>20</sup> DOLE, Press Release, November 10, 2019, <https://www.dole.gov.ph/news/working-seniors-pwds-entitled-to-labor-standards/> (参照 2020-12-08)

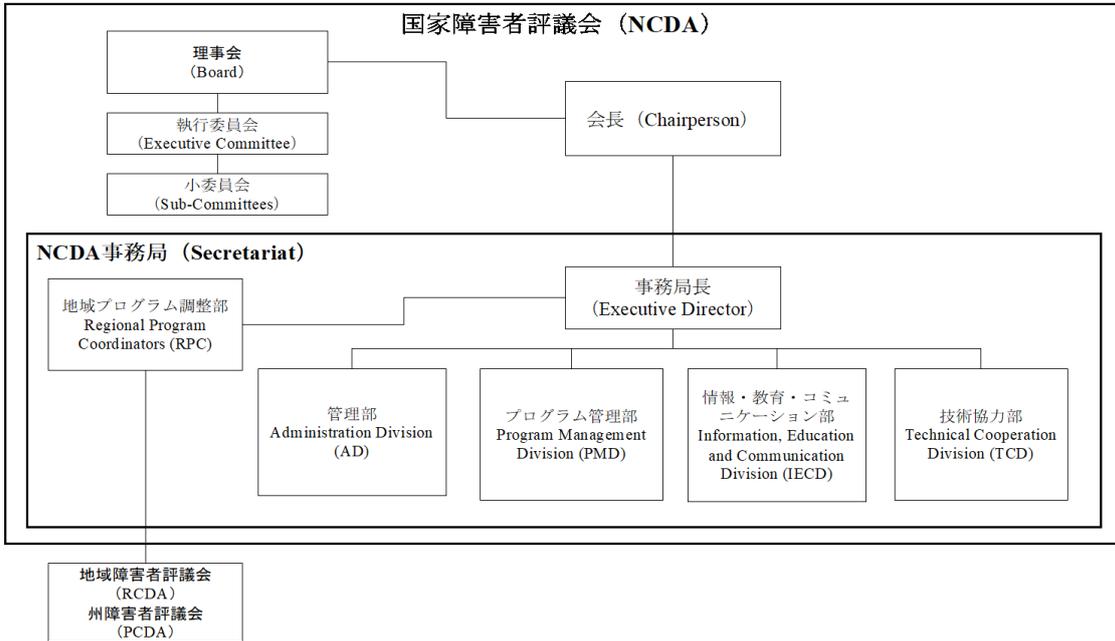


図5 障害に関する政府行政組織

出所： 国家障害者評議会<sup>21</sup>を基に調査チームが作成

### 国内調整委員会設置状況

NCDA は、省庁間及び民間連携の仕組みとして、8つの小委員会 (Sub-Committees) を立ち上げ、小委員会のメンバーは、NCDA 理事会のメンバー及び専門家や小委員会の委員長によって選出される。NCDA の理事会は、必要に応じて、臨時・追加の小委員会を立ち上げることができる。各小委員会は、政府機関、及び非政府組織 (Non-Governmental Organization。以下、「NGO」) や DPO の代表者で構成されている<sup>22</sup>。NCDA の8つ小委員会及び各々の議長を表3にまとめる。

<sup>21</sup> NCDA, Organizational Structure <https://www.ncda.gov.ph/about/organizational-structure/> (参照 2020-12-08)

<sup>22</sup> OHCHR (2014) CRPD の政府報告, pp.11, 13 and 50

表 3 NCDA の小委員会及び議長

No.	委員会名称	議長
1	障害者の建築環境と輸送のアクセシビリティに関する小委員会 (Sub-Committee on Accessibility of Built Environment and Transportation。以下、「SCABET」)	公共事業道路省 (Department of Public Works and Highway。以下、「DPWH」) が議長を務める
2	障害者の訓練、雇用及び生計に関する小委員会	DOLE が議長を務める
3	障害者の補助社会福祉サービスに関する小委員会	DSWD が議長を務める
4	障害者の健康に関する小委員会	DOH が議長を務める
5	障害者の情報通信技術に関する小委員会	運輸通信省 (Department of Transportation and Communication。以下、「DOTC」) が議長を務める
6	障害者の権利啓発に関する小委員会	フィリピン情報庁 (Philippine Information Agency。以下、「PIA」) が議長を務める
7	障害者の教育に関する小委員会	DepEd が議長を務める
8	障害者の国際ネットワークに関する小委員会	外務省 (Department of Foreign Affairs) が議長を務める

出所：NCDA のウェブサイトを基に調査チーム作成

【地方政府行政】

表 4 障害関連担当機関

No.	機関名	概要・構成
1	国家貧困撲滅委員会 (National Anti-Poverty Commission) の障害者分野評議会	17 の地域の代表者と、国レベルの代表者 8 名 (視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者、障害児の親、女性障害者団体の代表 2 名、障害種別を問わない (Cross-disability) 団体の代表者 2 名) の計 25 名で構成されている。
2	地域障害者評議会 (Regional Council on Disability Affairs。以下、「RCDA」)	DSWD の地域局長が議長を務める。(地域 XII では PIA が議長を務める。) メンバーには、DOH、DOLE、DepEd、内務地方政府省 (Department of Interior and Local Government)、貿易産業省 (Department of Trade and Industry。以下、「DTI」)、DPWH、DOTC、PIA、技術教育技能開発局 (Technical Education and Skills Development Authority。以下、「TESDA」)、障害者、障害のある女性、障害児の親、州社会福祉開発事務所及び市社会福祉開発事務所の代表者、NGO 及び大学の代表者が含まれるが、これらに限定されない。
3	州・市町村の障害者局／評議会	2010 年に制定された共和国法第 10070 条で、既存の地方障害者評議会を強化するために、LGU に障害者事務局を設立することを規定している。

出所：政府報告を基に調査チームが作成

## 2-2. 障害関連法律の詳細

1987年に制定されたフィリピン憲法は、いかなる人も平等であり、国のすべての法律は、年齢、性別、身長、身体的または精神的能力に関係なく、人々の自由に対する権利があるとしている。また、共和国法 7277 条 2 項では、障害者が非障害者と同じ権利を持ち、可能な限り自由にそして自立的な生活を送ることができなければならないとしている。また、同共和国法では、特に雇用、教育、健康、輸送、及び公共施設に関するさまざまな形態の差別に対する障害者の法的保護を規定している<sup>23</sup>。

法律名	共和国法第 7277 条 (2007 年に共和国法第 9442 条によって改訂) : 障害者のための大憲章 (Magna Carta for Persons with Disabilities)
施行年	1992 年
概要	障害者に対する、雇用・教育・健康・電気通信・アクセシビリティ・政治的権利・公民権及び政府が提供するその他のサービスに関する差別の禁止を規定している。また、障害者の社会への統合 (integration) と、社会・文化・経済・環境・態度の障壁の除去を規定している。

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある<sup>24</sup>。

法律名	大統領令 442 号 : 労働法
施行年	1974 年
概要	障害の有無に関係なく、フィリピンにおけるあらゆる形態の差別からすべての労働者を保護するための法律。

法律名	国内法 344 条 (B.P.344) : アクセシビリティに関する法律
施行年	1983 年
概要	障害者の移動性と施設へのアクセスを強化するため、公共の建物及び公共利用のための民間の建物の建設及び改修に関して規定している。

法律名	共和国法第 8425 条 : 社会改革と貧困緩和に関する法律
施行年	1997 年
概要	すべての貧しいフィリピン人家族が、健康、食糧と栄養、水と環境の衛生、所得保障、避難所とまともな住宅、平和と秩序の最低限の基本的ニーズを満たすための権限を規定している。

<sup>23</sup> Ibid., OHCH (2014) p. 5

<sup>24</sup> Ibid., OHCH (2014) p. 6

法律名	共和国法第 10070 条：地方行政の障害者施策に関する法律
施行年	2010 年
概要	すべての州、市、市町村で障害者のためのプログラムとサービスを提供するための制度的メカニズムの確立を規定している。

その他にも障害者に関する法律や大統領令として以下が定められている<sup>25</sup>。

- 2000 年 共和国法第 8980 条：包括的な政策と幼児期ケア開発のための国家システムを規定している。
- 2004 年 共和国法第 9288 条：新生児のスクリーニングに関する包括的な政策と制度を規定している。
- 2005 年 大統領令第 437 号：地方自治体が、障害者にサービスを提供する際に地域に根ざしたリハビリテーション（Community-Based Rehabilitation。以下、「CBR」）を採用することを奨励している。
- 2009 年 共和国法第 9709 条：難聴の予防、早期診断及び介入のための新生児聴覚検査プログラムを規定している。

### 障害者政策

フィリピン政府は、障害者の権利を保護すべく、障害者に関するさまざまな政策やプログラムを実施している。主要な政策は以下のとおりである。

政策名	国民健康保険 <sup>26</sup>
施行年	1995 年
概要	共和国法第 7875 条によって規定され、本政策は、障害者を含むすべてのフィリピン人に健康保険を提供するための持続可能な仕組みを確立することを目的としている。

政策名	幼児期のケア（National Policy on Early Childhood Care Development）に関する政策 <sup>27</sup>
施行年	2000 年
概要	共和国法第 8980 条等によって規定され、国は死亡や障害につながる一般的な遺伝性障害について新生児のスクリーニングを行っている。

<sup>25</sup> Ibid., OHCH (2014) pp. 6-7

<sup>26</sup> Ibid., OHCH (2014) p. 37

<sup>27</sup> Ibid., OHCH (2014) p. 15

政策名	障害者の経済的自立に関する政策 <sup>28</sup>
施行年	2005 年
概要	大統領令第 417 号によって規定され、政府系企業を含むすべての国の政府機関が、障害者の社会的及び職業的・技術的能力の強化を図り、障害者のための経済的自立プログラムを実施・支援している。

政策名	食料寄付プログラム <sup>29</sup>
施行年	2009 年
概要	共和国法第 9803 条によって規定され、DSWD とフィリピン赤十字は、慈善、人道、非営利の目的で障害者を含む社会的弱者に食糧を配布した。

政策名	持続可能な生計向上プログラム <sup>30</sup>
施行年	2010 年
概要	持続可能な生計自営業支援として、障害者を含む一般的な貧困層を対象としているが、多くは障害者である。主に零細企業への支援を通じて実施され、これらのベンチャーがより組織的かつ経済的に生計向上できるよう支援している。
政策名	国家社会保障・雇用プログラム (Cash/Food for Training/Work) <sup>31</sup>
施行年	2011 年
概要	DSWD は、コミュニティでの予防、救済、リハビリテーション、またはリスク削減プロジェクトの実施を通じて、障害者を含む社会的弱者や自然災害の被害者に一時的な雇用を提供した。2011 年には計 45,861 人にサービスを提供した。

### 2-3. CRPD 批准による対応状況<sup>32</sup>

フィリピン政府は国連障害者権利条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities. 以下、「CRPD」) に関する政府報告書を 2015 年 11 月 3 日に障害者権利委員会に提出し受理されている。権利委員会からは 2018 年 4 月 25 日に質問事項が提示され、フィリピン政府は 2018 年 8 月 9 日に回答書を提出した。市民団体からのパラレルレポートは 2018 年に 4 報告が提出されている。その後、権利委員会とフィリピン政府間で建設的対話が 2018 年 9 月 12 日と 13 日に行われ、2018 年 10 月 16 日に権利委員会より総括所見が発出された。次回の政府報告期限は、2023 年 6 月 3 日である。

<sup>28</sup> Ibid., OHCH (2014) p. 6

<sup>29</sup> Ibid., OHCH (2014) p. 17

<sup>30</sup> DSWD (2010) Administrative order No. 14, October 14, 2010, [https://www.dswd.gov.ph/issuances/AOs/AO\\_2010-014.pdf](https://www.dswd.gov.ph/issuances/AOs/AO_2010-014.pdf) (参照 2020-12-08)

<sup>31</sup> Ibid., DSWD (2010) p. 17

<sup>32</sup> OHCHR, UN Treaty Body Database, Philippines, [https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=PHL&Lang=EN](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=PHL&Lang=EN) (参照 2020-12-08)

障害者権利委員会からの主な推奨事項は以下のとおり<sup>33</sup>。

- すべての障害者の権利を認め、固有の尊厳と自主性を再確認し、条約に定められた障害の人権モデルに従い法律を見直すためのプロセスを確立する。
- 代表的な障害者団体と協議して、条約に定められた障害の人権モデルに沿った評価方針と手順を策定する。
- 立法上及び政策上の枠組みを更新するために、適切な人的、技術的及び財政的資源を確保する。
- フィリピン社会への障害者の完全かつ効果的な参加を妨げる環境的及び態度的障壁（**environmental and attitudinal barriers**）を特定し、障害者団体と協力し、すべてのレベルでそのような障壁を克服するための措置を行う。
- 条約の義務を履行するための包括的な国内行動計画を策定し、農村地域、地方自治体及び州において計画が実行されるための資源を割り当てる。
- 障害のある女性の団体、障害のある児童の団体、及び知的障害者の団体の設立を促進するための措置を行い、それらの団体の機能を確実にするための財源を提供する。
- 性別、年齢、出身、宗教、民族性、性的指向及び性同一性、機能障害、移民、亡命希望または難民認定、及び社会的地位を理由とする障害者に対する差別を防止するために、包括的な戦略を実行する。
- 障害に基づく差別（**disability-based discrimination**）を受ける者のために、司法及び行政手続きを含む、裁判所及び無料の法的支援（**free legal aid**）を通じて、アクセス可能で効果的な仕組みを確立し、他者と平等な司法へのアクセスを確保する。
- 性別及びジェンダーに基づく差別と闘うための適切な政策を策定する目的で、障害のある女性と少女の人権状況のデータを収集し公表する。
- 立法と公共政策改革に関連するすべてのプロセスにおいて、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関するモニタリングと評価指標の適用を強化する。
- あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力から障害のある女性と少女を保護するための戦略を確立し、家庭内暴力を含む、あらゆる形態の障害のある女性と少女に対する暴力を禁止する。
- 障害児の権利の促進と保護のための包括的な戦略と行動計画を実施し、それを評価するため、監視メカニズムを含む人的、技術的、財政的資源を割り当てる。
- 家庭での障害児の権利の尊重を強化するための措置を講じ、特に国際人権法の下で確立された基準に従って、幼児期のプログラムを含む障害児の家族への支援を強化する。特に、農村地域に住む障害のある児童、少数民族や宗教に属する子ども、移民、難民、亡命希望の子どもに注意を払う。
- 農村部の障害児が家族と一緒に暮らしながら学校に通えるように、通常の学級

<sup>33</sup> OHCHR (2018) Concluding observations on the initial report of the Philippines, [https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2fPHL%2fCO%2f1&Lang=en](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2fPHL%2fCO%2f1&Lang=en)

(mainstream schools) にアクセスできるための措置を講じる。

- ・ 全国の障害児のための CBR を含む、紹介システム適用範囲を強化する。
- ・ 公的機関、特に条約の実施に責任のある公務員に対する訓練と能力開発活動を強化する。
- ・ 社会における障害者に対する否定的な認識 (perceptions) を排除するための啓発活動 (awareness-raising campaigns) を強化する。
- ・ 法律の見直しを実施し、すべての障害者の物理的環境、交通機関、情報通信へのアクセシビリティを確立するための行動計画を実施する。条約第 2 条に規定されているユニバーサルデザインの原則を遵守し、インフラ、輸送、サービス、及び技術が、できるだけ多くの人々のために設計され、可能な限り使用できるようにする。
- ・ すべての障害者のアクセシビリティを確保するために、アクセシビリティに関する法律とガイドラインを拡大する。
- ・ 公共バスの障害者優先席確保以外で、障害者のさらなる交通機関へのアクセスを確保するために、技術的及び財政的資源を強化する。
- ・ すべての障害者のための乗合タクシー (ジープニー) の使用を増やす。
- ・ アクセシビリティの改善を評価するためのモニタリング指標を確立する。
- ・ 仙台防災枠組 2015-2030 に準拠した効果的なメカニズムを確立し、アクセス可能なコミュニケーション戦略と包括的なコミュニケーション戦略を策定する。
- ・ 災害リスク軽減戦略が障害者にとって包括的で利用しやすいものであることを確認し、障害者の人道的活動への参加に関する憲章 (Charter on Inclusion of Persons with Disabilities in Humanitarian Action) 及び 2016 年の世界人道サミット (World Humanitarian Summit) の公約を遵守する。
- ・ 障害のある女性と障害児の性的搾取を含む家庭内暴力と虐待に対処するための取り組みを強化し、障害者が適切な救済策 (remedies) にアクセスできるようにする。
- ・ 障害者が地域社会に参加する権利を認め、すべての障害者が生活の取り決めに関して選択の自由を行使する法的能力を持っていることを確認する。
- ・ 自立生活戦略及び計画策定のすべての段階で、障害者及びその代表的な組織の関与を確保する。
- ・ 介助者派遣の可能性を広げながら、施設型から地域型への移行に伴う追加予算を考慮に入れ、障害者の自立生活のために必要な措置を行う。
- ・ 教育のためのアクセシビリティと合理的配慮を含む、ユニバーサルデザイン原則を実施し、また、通常の学級で障害のある児童・生徒を支援するため、教師の訓練を実施する。
- ・ 大統領令 442 号 (労働法) と 5% の雇用割当制度の効果的な実施を確保するための措置を実施し、潜在的な雇用主が障害者の雇用を奨励するための構造化されたオリエンテーションプログラムを強化する。

- ・ 求人プロセスに合理的配慮を提供するための措置を講じ、これらのプロセスに障害者が含まれるようにし、職場での合理的配慮とアクセシビリティの提供に関するガイドラインを作成する。
- ・ 知的障害または心理社会的障害のある人が、選挙権を行使して選挙に立候補することを妨げる差別的規定を廃止する。また、障害種別に関係なく、すべての障害者の電子投票を促進するための措置を講じる。
- ・ マラケシュ条約を批准し、できるだけ早く実施するためのすべての適切な措置を講じる。
- ・ すべての障害者が文化的な生活、レクリエーション、余暇、スポーツに参加できるようにするための措置を講じる。
- ・ ワシントン・グループの障害統計に関する提案に沿って、代表的な DPO を通じて障害者と協議し、最新で適切に細分化されたデータを収集するためのシステムを確立する。
- ・ 障害者に関する統計及びデータの収集、管理、分析ならびに普及に関する NCDA 及び PSA の能力と資源を強化する。

障害者権利委員会は、フィリピン政府に対し、2022年6月3日までに第2、第3、第4の報告書のまとめを提出するよう要請した。

## 2-4. 障害関連施策の状況

### ① リハビリテーションを含む医療サービス<sup>34</sup>

共和国法第 7277 条第 18 項は、出生前または出生後のいずれで発生した場合でも、障害を予防するための国民健康プログラムの実施、早期の障害認識と診断、及び早期のリハビリテーション開始を義務付けている。また、第 20 項では、障害者の健康に対する権利の保護と促進を規定し、障害者の手頃な価格での医療サービスの利用を保障している。すべての障害者が、政府または民間の医療機関で適切な外来及び入院サービスを受けることができる。特に、政府の医療施設で利用できる医療サービスは、障害のある貧しい人々に無料で提供され、DSWD と DOH によって設定された条件に従い、他の障害のある人々には割引料金で提供されるとしている。DOH 行政命令 No.51A S. 2000 は、患者の分類と公立病院での医療サービスの利用に関する実施ガイドラインを設定している。

また、1995年に制定された共和国法第 7875 条（共和国法第 9241 条によって改訂）「国民健康保険法」は、すべてのフィリピン人のための国民健康保険プログラムを開始し、すべての人に健康保険を提供する仕組みとしてフィリピン健康保険公社（Philippine Health Insurance Corporation。以下、「PhilHealth」）を設立した。

<sup>34</sup> OHCHR (2014) CRPD の政府報告, pp.37-39

## 機能障害の予防

新生児のスクリーニングに関しては、共和国法第 8980 条・9288 条・9709 条で規定されており、新生児スクリーニングリファレンスセンターがフィリピン大学マニラ校の国立衛生研究所の下に設立された。新生児スクリーニングリファレンスセンター (Newborn Screening Reference Center) は、DOH と国立衛生研究所 (National Institute of Health) に技術支援を提供し、死亡や障害につながる一般的な遺伝性障害について新生児をスクリーニングしている。また、多くの公衆衛生プログラムが DOH を通じて実施されており、家族の健康に関するプログラムには、幼児期のケアと発達、栄養、予防接種、新生児スクリーニング、成長の監視と促進、母親のケア、家族計画、男性の健康、及び性と生殖に関する健康が含まれている。

## リハビリテーション

共和国法第 7277 条は、障害者のリハビリテーション、自己啓発 (self-development)、自立、及び障害者の社会への統合 (integration) を規定している。また、1954 年に制定された共和国法 1179 条「職業リハビリテーション法」は、障害者のリハビリテーションと社会への積極的な参加と貢献を規定している。加えて、DSWD の覚書 (Memorandum Circular) 1-2008 は、障害者のための包括的プログラムのガイドラインとして、雇用、教育、家族支援などを含む予防、回復、リハビリテーションサービスなどの地域に根ざしたサービスや施設型のサービスを規定している。DSWD は、障害者のための訓練を提供する施設を運営管理しており、障害者が自立生活を送るのに必要なさまざまな社会経済活動を実施している。これらの施設には、国立職業リハビリテーションセンター (National Vocational Rehabilitation Center)、及び地方の地域職業リハビリテーションセンター (Area Vocational Rehabilitation Center) が含まれる。さらに、DSWD は、障害者のケアとリハビリテーションサービスを提供するグループホーム住宅ケア施設 (residential care facilities) を運営管理している。これらの施設には、放置された障害児を支援する Elsie Gaches Village、7～17 歳の虐待を受けた少女を支援する Marilac Hills、精神障害やその他の精神的問題から回復しつつある 18 歳以上の女性を支援する Haven for Women が含まれる。

## ② 教育<sup>35</sup>

### 基礎教育<sup>36</sup>

フィリピン憲法第 14 条第 1 項は、国はすべての市民があらゆるレベルの質の高い教育を受ける権利を保護及び促進し、そのための適切な措置を講じるものとしている。2001 年に制定された共和国法第 9155 条「基礎教育のガバナンス法」は、教育文化スポーツ省を DepEd に再編成し、基礎教育のガバナンスの枠組みを規定した。同法の第 2 項では、すべての市民

<sup>35</sup> Ibid., OHCHR (2014) pp. 29-37

<sup>36</sup> 基礎教育は、5 歳からの幼稚園 (1 年間) 及び初等中等教育 (12 年間) の計 13 年間を指す。Official gazette, <https://www.officialgazette.gov.ph/k-12/> (参照 2020-12-17)

が質の高い基礎教育を受ける権利を保護及び促進し、すべての子どもたちに初等及び中等教育レベルの無料の義務教育を提供するという国家の方針を宣言している。また、学校に通えない若者や大人の学習者のための代替学習システムも提供している。

### 特別支援教育

共和国法 7277 条第 2 章は、障害者に対する質の高い教育へのアクセス確立を規定している。この法律には、さまざまな種類の障害に合わせた特別支援教育プログラムを提供するなど、できるだけ多くの障害者が教育を受けられるようにするための適切な措置が含まれている。例えば、1997 年に DepEd は、すべての学校で特別支援教育プログラムを制度化する省令第 26 号を発行し、すべての行政区に、障害児のための特別支援教育センターを少なくとも 1 つ設置することを義務付けている。これらのセンターは、障害児のニーズに合わせて、インクルーシブ教育の概念または特別支援教育プログラムのいずれかを採用し、また、障害児の通常学校への統合 (institutionalizing) を支援している。さらに、2000 年に DepEd は省令第 11 号を発行し、通常学校に特別支援教室を設置するためのガイドラインを提示した。DepEd の初等教育局によると、2008-2009 年の学年度には、合計 19 万 5,783 人の生徒が特別支援教育センターに在籍しており、内訳は、9 万 4,081 人の障害児と 10 万 1,702 人の習得の早い生徒 (fast learners) となっている。

2010 年に DepEd が発行した省令第 50 号では、「基礎教育レベルでの特別支援教育プログラムの強化」を目的に、特別支援教育プログラムを提供する 222 の公立中学校に財政的支援を提供した。1 学校あたり 15 万ペソ<sup>37</sup>の財政支援は、校長と教師の訓練、障害児のための支援機器の購入、学生への啓発、リーダーシップ研修、教材の開発、教材への手話の挿入、関連する会議への参加費や旅費などに当てられた。この財政支援は、支給を 2 回に分け、報告書を提出した学校にのみ 2 回目 (残りの 50%) を支給するという方法を取った (222 の学校のうち 43 校が報告書を提出した)。

### 高等教育

高等教育委員会 (Commission on Higher Education。以下、「CHED」) は、2000 年に覚書第 23 号を発行し、教育施設に対して以下の合理的配慮の提供を規定している。視覚障害者のための点字資料や点字の書き込み及び読み取り機などの提供、聴覚障害者のための補聴器・テープレコーダーの提供や言語聴覚士の配置、身体障害者のための調整可能な机や椅子などの提供、知的障害者や学習障害者のための知覚運動訓練、日常生活のスキル向上支援などであるが、一部のサービスは、教育機関の能力に依存するとしている。また、CHED は 2008 年に覚書第 40 号「私立高等教育規則のマニュアル」を発行し、87 項では、私立高等教育機関が、障害のある児童・生徒を受け入れることを奨励し、また、「教師養成プログラム」を教育機関に課し、学部及び大学院レベルの特別支援教育コースに奨学金を提供するとし

<sup>37</sup> 15 万ペソ=285,293 円 (2010 年 12 月 17 日時点、OANDA (銀行間相場±0))

ている。さらに、CHED は、NCDA と協力して、高等教育機関における障害のある児童・生徒の入学に関するガイドラインを作成し、2010年にCHEDの委員長が覚書を発行・承認した。加えて、CHEDは障害のある児童・生徒に対する奨学金を提供しており、2008年から2011年の助成対象者のうち障害者の割り当ては367人となっている。また、特別支援教育分野のコースやプログラムを提供している高等教育機関は131ある。CHEDによると、247人の障害者が、特に教育、情報技術、社会学、音楽、環境管理、漁業、経営学など67の研究分野に在籍していた。

### ③ ジェンダーと障害<sup>38</sup>

フィリピンは、国連女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination Against Women。以下、「CEDAW」）の締約国であり、虐待を排除し、障害のある女性を含む平等な権利を促進するための法律を定めている。例えば、1995年の共和国法7877条「セクシャルハラスメント防止法（Anti-Sexual Harassment Law）」、2004年の共和国法9262条「女性と子どもに対する反暴力法」、また、2009年の共和国法9710条「女性のための大憲章」がある。共和国法9710条では、国造りにおける女性の役割、女性のエンパワメントを通じた女性と男性の実質的な平等、女性に対する差別、搾取、暴力、虐待に対する保護を規定している。フィリピン女性委員会（Philippine Commission on Women）は、女性の地位向上のための政策とプログラム策定している政府機関である。また、女性農民、漁民、農業労働者、先住民の団体や連合からなる全国農村女性連合（National Coalition of Rural Women）は、インフォーマルセクターの労働者、高齢者、障害者を含む女性のニーズに対応するための行動を提唱している。2004年の布告第744号は、毎年3月の最終月曜日を障害のある女性の日として宣言した<sup>39</sup>。

2016年7月のCEDAWの女性差別撤廃委員会の勧告では、ジェンダーに起因した差別や偏見、適切な支援システムの欠如は、女性、特に貧困の女性、障害のある女性、先住民及びイスラム教徒の女性などにとって正義と効果的な支援への障壁となっているとし是正を求めている。また、裁判所、警察署、及び医療施設での司法及び法的手続きは、障害者が十分にアクセスできず、多くの場合、ジェンダー視点が欠如しているとし、司法制度が女性を差別せず、あらゆる形態の障害のある女性のアクセシビリティを制度化するなど、差別に直面している女性にとって安全でアクセス可能であることを求めている。さらに、障害のある女性に対するジェンダーに基づく暴力に関して、細分化されたデータの欠如を指摘している<sup>40</sup>。

<sup>38</sup> OHCHR (2014) CRPD の政府報告, pp. 49-50

<sup>39</sup> OHCHR (2015) CEDAW の国連権利委員会に提出した政府報告（以下、「CEDAW の政府報告」） Combined seventh and eighth periodic reports by the Philippines, [https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2fC%2fPHL%2f7-8&Lang=en](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2fC%2fPHL%2f7-8&Lang=en)

<sup>40</sup> OHCHR (2016) CEDAW の政府報告に対する総括所見, Concluding observations on the combined seventh and eighth periodic reports of the Philippines, pp. 4, 7, 9, 10 and 13 [https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2fC%2fPHL%2fCO%2f7-](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2fC%2fPHL%2fCO%2f7-)

#### ④ 訓練・雇用、就労支援<sup>41</sup>

1974年に発行された大統領令 442号「労働法」は、あらゆる形態の差別からすべての労働者を保護している。また、共和国法 7277条の第5項は、労働法の保護措置を補足し、障害のある人に対する適切な雇用機会へのアクセスの確立を規定している。さらに、2003年の共和国法 9208条「人身売買防止法」は、あらゆる形態の搾取に対する法的保護手段として機能しており、障害のある従業員が、非障害者と同じ雇用条件、報酬、特権、福利厚生、手当の対象となることを規定している。加えて、共和国法第 10911号「雇用における年齢差別防止法」の実施規則の4章では、雇用主が年齢の観点から労働者の雇用を差別することを禁止している<sup>42</sup>。

2009年9月に国家障害サミット（National Disability Summit）が開催され、国家経済開発庁（National Economic and Development Authority）は、障害者の40%が貧困ラインの下で生活し、18%が金銭的収入を持っていないとし、さらに、働く障害者のうち41%が自営業、23%が民間企業、13%が自助グループ、12%が公的機関で働いていると報告した。

#### 職業訓練

共和国法 7277条の第9項は、障害者が技術を習得するのに役立つ職業訓練プログラムの開発や適切な研修を実施することを政府に義務付けている。DSWDは、国立職業リハビリテーションセンター、及び障害者やその他の疎外された人々に雇用を提供する作業所を運営管理している。これらの施設では、社会・生活・教育サービス、実践的なスキル開発、健康、レクリエーション活動、歯科サービス、及びカウンセリングサービスなどを提供している。1954年に制定された共和国法 1179条「職業リハビリテーション法」は、障害者のリハビリテーションと社会への積極的な参加のための取り組みを規定している。DOLE特に地方雇用局は、1995年から2009年にかけて、障害者のための救済と支援（英語 Help and Assistance for Persons with Disabilities、タガログ語 Tulong Alalay sa Taong May Kapansanan。以下、「TULAY」）の下で、障害者のための零細企業プロジェクトを実施した。TULAYは、2010年1月以降は労働者局に移管され、DOLEのKabuhayan（生活）プログラムの一環として、障害者が持続可能な自営業に従事できることを目的とした訓練、及び／または財政支援として全国的に実施されている。TULAYの参加者には、生計向上ツール、短期間の技能訓練などが提供され、参加した障害者には、スタートアップ機材または生計形成プロジェクトが提供されている。技能訓練には、マッサージ、配管、美容、電気サービス、溶接、洗車、オートバイの修理、携帯電話の修理、電化製品の修理、室内装飾品の修理などが含まれている。2008年から2010年の期間、TULAYを通じて合計4,144人の障害者にサービスが提供された。

8&Lang=en（参照 2020-12-08）

<sup>41</sup> OHCHR (2014) CRPD の政府報告, pp.39-44

<sup>42</sup> DOLE, News Release, November 10, 2019, <https://www.dole.gov.ph/news/working-seniors-pwds-entitled-to-labor-standards/>（参照 2020-12-08）

加えて、TESDA も、DOLE 及び民間の訓練機関と協力して、障害者のスキル向上を目的に技能訓練を提供している。全国にある 125 の学校及び研修センターで構成される<sup>43</sup>TESDA は、2018 年と 2019 年に入学及び卒業した障害者数を地域別で集計し (表 5)、集計の結果、2018 年に入学・卒業した障害者数 7,708 人は、2019 年には約 2 倍の 14,822 人となった、としている<sup>44</sup>。

表 5 技能訓練に参加した地域別障害者の数

地域	2018 年			2019 年		
	入学	卒業	合計	入学	卒業	合計
National Capital Region (NCR)	687	609	1,296	1,960	1,732	3,692
Cordillera Administrative Region (CAR)	192	197	389	307	296	603
Region I - Ilocos	279	262	541	449	395	844
Region II - Cagayan Valley	253	261	514	359	348	707
Region III - Central Luzon	335	327	662	494	450	944
Region IVA - CALABARZON	305	304	609	466	440	906
Region IVB - MIMAROPA	177	183	360	366	353	719
Region IX - Zamboanga Peninsula	106	104	210	319	309	628
Region V - Bicol	512	479	991	451	394	845
Region VI - Western Visayas	228	226	454	366	410	776
Region VII - Central Visayas	93	88	181	195	171	366
Region VIII - Eastern Visayas	84	84	168	217	193	410
Region X - Northern Mindanao	387	361	748	800	687	1,487
Region XI - Davao	29	42	71	445	399	844
Region XII - SOCCSKSARGEN	70	71	141	143	116	259
Autonomous Region in Muslim Mindanao (ARMM)	34		34	34	30	64
Region XIII - CARAGA	158	150	308	375	353	728
TOTAL	3,929	3,779	7,708	7,746	7,076	14,822

出所：TESDA (2020) Labor Market Intelligence Report, Enabling the Disabled, Social Equity for All を基に調査チームが作成

<sup>43</sup> TESDA, <https://www.tesda.gov.ph/About/tesda/24> (参照 2020-12-16)

<sup>44</sup> TESDA (2020) Labor Market Intelligence Report, Enabling the Disabled, Social Equity for All, Issue no.1, Series of 2020, P21, <https://www.tesda.gov.ph/Uploads/File/LMIR%202020/LMIR%20Issue%20No.%201,%20s.%202020%20-%20Enabling%20the%20Disabled.pdf> (参照 2020-12-16)

## 法定雇用率と一般就労支援

障害者の法定雇用率については、共和国法 7277 条の第 5 項で、DSWD、DOH、DepEd、及び社会開発に従事するその他の政府機関、事務所、または企業において、すべての臨時、緊急、及び契約上の職のうち 5%を障害者のために確保することを指定している<sup>45</sup>。

民間に対して法定雇用率遵守のための指針は出されていないが、大統領令 626 号<sup>46</sup>は、リハビリテーションプログラムに参加した障害者の職業紹介について定義し、実地訓練を提供する企業へのインセンティブとして以下の賃金支払いを提供している。

- (1) 実地訓練開始後の最初の 2 週間の賃金の 50%
- (2) 実地訓練の第 3 週及び第 4 週の賃金の 25%
- (3) 実地訓練の 5 週目と 6 週目の賃金の 10%

これにより、リハビリテーションプログラムに参加した障害者の雇用が奨励され、2008 年から 2010 年にかけて、19 人（多くが 41 歳以上）の障害者が前の雇用主によって再雇用され、21 人の障害者が新しく雇用された。また、これらの雇用は、障害者のリハビリテーションプログラムへの参加から 2 年以内に達成された。

企業はまた、障害者に合理的配慮を提供するために物理的施設を改善または改修した場合、課税所得から追加の控除を受ける権利を有する。この控除は、改善または改修の直接費用の 50%に相当する<sup>47</sup>。

一般就労を促進させた取り組みとして、NOVA 財団（The Nova Foundation for Differently Abled Persons, Inc.）は、障害者に情報通信技術のトレーニングを提供し、504 人の卒業生のうち 310 人が政府や大企業を含む組織に雇用された。また、障害者の雇用促進を含む啓発活動の一環として、NCDA は、民間企業を含む組織、学校、図書館、地方自治体等に国連障害者権利条約やその他の関連法についての情報資料を発行・配布し、また、障害者の平等、スキル、能力に関する広告（informercial）を制作し、それらは 15 の映画館及び 3 つのテレビネットワークで放送された<sup>48</sup>。

2006 年に政府の障害者の雇用者数に関して NCDA が行った調査によると、公的部門で雇用されている障害者は約 4,373 人であり、そのうち 2,373 人が政府機関で雇用されているとしている（これには、障害のある兵士、政府が所有及び管理する企業の 202 人、州立大学及び大学の 93 人、公立病院の 105 人、地方自治体の 1,595 人が含まれる）。

TESDA は、障害者が労働市場に参加することを妨げる社会的、経済的、物理的、政治的状况等、阻害要因があるとしながらも、障害者を雇用している企業はあり、障害者を雇

<sup>45</sup> NCDA は、障害者の雇用の権利をさらに促進するために、条項の修正を求めており、政府所有の企業や金融機関、州立大学や大学、地方自治体を含むすべての政府機関のすべての役職の 5%を障害者に確保することを提案している。

<sup>46</sup> Presidential Decree (P.D.) (2015) No. 626, HANDBOOK ON EMPLOYEES' COMPENSATION AND STATE INSURANCE FUND, 2013 Edition, [http://ecc.gov.ph/wp-content/uploads/2015/04/PD\\_626.pdf](http://ecc.gov.ph/wp-content/uploads/2015/04/PD_626.pdf)（参照 2020-12-16）

<sup>47</sup> TESDA (2020) Labor Market Intelligence Report, Enabling the Disabled, Social Equity for All, Issue no.1, Series of 2020, P14,

<sup>48</sup> OHCHR (2014) CRPD の政府報告, P10

用している企業のリストを公開した<sup>49</sup>。その中で、ほとんどの企業は、レストランやモバイルフードサービス活動に携わり、次に多いのは、コールセンターや事務管理部門に携わっている、としている。

### 起業家支援

DTI は、障害者グループ及び関係者との協議を通じて、障害者の自尊心、自信と能力、雇用と起業家精神を高めることを目的に、障害者の経済的エンパワメントのための枠組みを考案し、継続的に障害者向けのプログラムを実施している。例えば、DTI は、全国の 1,070 人の障害者が設立した企業に関するデータがまとめられた企業名簿を作成した。名簿は、製品及びサービスセクターごとに分類されており、市場と障害者とのマッチングやパートナーシップ向上のために、業界団体、生産者、及び輸出業者に広く配布された。また、DTI は、地域運営開発グループ (Regional Operations Development Group) と協力し、障害者に対して、竹細工や食品加工に関する技能訓練を実施している。さらに、DTI は、公立学校向けパーソナルコンピュータプロジェクト (Personal Computers for Public Schools Project) を通じて、特別支援学校を含む公立高校にコンピュータ及びコンピュータクラスを提供している。その中で、例えば、聴覚障害のある児童・生徒には特別なコンピュータクラスを提供している。

### ⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス<sup>50</sup>

共和国法 7277 条の第 39 項は、国の住居プログラムで住宅に関する障害者の特別なニーズに配慮することを規定し、第 21 項は、障害者のニーズに対応するための社会保障サービスやプログラムの提供を義務付けており、支援機器の購入などに対する助成金について規定している。また、2008 年の DSWD 覚書 1 号では、障害者のための包括的なプログラムに関するガイドラインを提供しており、障害者のための支援機器、義肢、点字関連器具、補聴器などの社会保障サービス提供を規定している。共和国法第 9442 条の第 32 項は、障害者の社会参加を奨励するために、宿泊施設、レストラン、劇場やその他のレクリエーション施設での入場料、及び陸、海、空での交通費に関して、少なくとも 20% の割引提供を規定している。共和国法 7277 条の実施規則 IV3 では、障害者のケアのための専門家の育成・訓練を義務付けている。DOH は、NCDA やその他の分野の専門家と連携して、医療従事者、ボランティア、地方自治体の医療従事者、その他の関係グループ向けに適切な障害関連の研修プログラムを実施する任務を負っている。

### 貧困削減プログラム

DSWD は、社会保障サービスを必要としている貧困層を対象とし、KALAHI-CIDSS (Sharing Knowledge on Community-Driven Development) と呼ばれるコミュニティ主導の貧

<sup>49</sup> TESDA (2020) Labor Market Intelligence Report, Enabling the Disabled, Social Equity for All, Issue no.1, Series of 2020, pp.15-19,

<sup>50</sup> OHCHR (2014) CRPD の政府報告, pp.44-45

困緩和プログラムを実施した。このプログラムでは、42 の最貧州にある 200 の自治体のうち 4,583 の最小自治区を対象とし、5,876 のコミュニティサブプロジェクト（水道、道路、学校、保健所、デイケアセンターの設立等<sup>51</sup>）が実施され、1,345,767 世帯の貧困が緩和された、としている。また、DSWD は、高齢の貧しい人々に追加の月額 500 ペソ<sup>52</sup>の給付金または政府支援を提供する社会年金プログラムを実施している。このプログラムは、年金や恒久的な収入源、または家族や親戚からの定期的な支援を受けずに、虚弱、病気、または障害のある 60 歳以上の高齢者を対象としている。2011 年 12 月の時点で、122,678 人の貧しい高齢者に社会年金が支給された。

また、2008 年より開始された、フィリピンの家族のための橋渡しプログラム（英語 Bridging Program for the Filipino Family、タガログ語 Pantawid Pamilyang Pilipino Program<sup>53</sup>。以下、「4Ps」）は、0～18 歳の子どもの健康、栄養、教育を改善するために、最も貧しい人々に条件付きの現金助成金を提供する国家プログラムであり、2020 年 6 月の時点で 780 万人の子どもの持つ約 430 万の貧困世帯に直接利益をもたらしたとされている<sup>54</sup>。

## ⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

### ・バリアフリー<sup>55</sup>

NCDA は、アクセシビリティの課題に対応するため、政府・NGO・障害セクターの代表者で構成される SCABET を立ち上げ、政策の提案・策定やプログラムの開発を行っている。

共和国法 7277 条の第 25 項は、国がバリアフリー環境を確保し、国内法 344 条「アクセシビリティ法」によって規定されている公共及び民間施設へのアクセスを規定している。また、国及び地方自治体が、政府の建物のバリアフリーを確保するための資金を割り当てなければいけないことを規定している。また、一般歳出法の第 34 項は、「共和国法 7277 条及び国内法 344 条に準拠し、政府施設、ならびにオフィスビル、道路、高速道路は、障害者の移動・安全・福祉が確保できる構造的特徴と設計でなくてはならない」している。PhilHealth は、2009 年に回覧第 50 号を発行し、医療提供者がアクセシビリティ法を遵守するよう求めた。

### 建築物のアクセシビリティ

DPWH は、2010 年にアクセス監査を行い、6,285 の監視対象の建物のうち 1,291 のみがアクセシビリティ法に準拠していることを明らかにし、監査対象の建物を完全にバリアフリー化するためには、合計 6 億 8 千 7 百万ペソが必要としている。2011 年、DPWH は、すべ

<sup>51</sup> ADB (2012) The KALAHI-CIDSS Project in the Philippines, Sharing Knowledge on Community-Driven Development, p.3, <https://www.adb.org/sites/default/files/publication/29878/kalahi-cidss-project-philippines.pdf> (参照 2020-12-17)

<sup>52</sup> 1 ペソ=2.168 円 (2020 年 12 月、JICA 換算レート)

<sup>53</sup> Wikipedia, [https://en.wikipedia.org/wiki/Pantawid\\_Pamilyang\\_Pilipino\\_Program](https://en.wikipedia.org/wiki/Pantawid_Pamilyang_Pilipino_Program)

<sup>54</sup> UNICEF, Making the 4Ps inclusive for all children of currently enrolled households, <https://www.unicef.org/philippines/reports/policy-brief-making-4ps-inclusive> (参照 2020-12-08)

<sup>55</sup> OHCHR (2014) CRPD の政府報告, pp.11-15

での市及び自治体の建築関係者にアクセシビリティ法を完全に遵守するよう求め、特に、建築許可の申請及び建築占有証明書の承認は、アクセシビリティ法に従って厳格に実施するよう指示した。また、NCDA は、2008 年から 2012 年までの 4 年間、JICA と協力して「地方におけるバリアフリー環境形成プロジェクト」を実施した。プロジェクトは、障害者の物理的・社会的バリアフリーを目的とし、2 つの対象地域（ミサミスオリエンタル州のオポル市とイロイロ州のニュールセナ市）で活動を実施した<sup>56</sup>。

### 公共交通機関のアクセシビリティ

2010 年、陸運フランチャイズ規制委員会（Land Transportation Franchising and Regulatory Board）は、覚書第 23 号を発行し、共和国法 7277 条及び国内法 344 条に則り、公共交通機関の障害者用の指定座席を要求し、違反者に対して罰金や公共交通機関のフランチャイズ資格の剥奪が課せられる可能性を示唆した。さらに、共和国法第 9442 条（共和国法第 7277 条の改訂版）では、（上述の⑤社会保障の項で記載したとおり）、障害者の公共交通機の料金の割引（少なくとも 20%）を規定している。また、公共鉄道機関には障害者のための優先販売レーンがあり、加えて、障害者、高齢者、妊婦や子どもを対象とした優先席を設けている。

### 情報のアクセシビリティ

情報のアクセスに関しては、NCDA が設置した情報通信技術の小委員会が民間部門を協力し、アクセシブルな情報システム（Digital Accessible information System: DAISY）の導入、ウェブサイトのアクセシビリティ促進を目的とした全国情報通信技術ワークショップの実施、及びウェブデザイナーで構成される政府公認のウェブアクセシビリティグループの創設を行った。

#### ・防災<sup>57</sup>

2010 年に制定された共和国法第 10121 条「災害リスク軽減・管理法」は、国が人道支援の普遍的な規範、原則、基準を順守することを規定し、国家災害リスク削減管理委員会（National Disaster Risk Reduction and Management Council）は、国の調整機関として、人道的緊急事態に対処している。DSWD の災害救援及びリハビリテーションプログラムは、LGU に資金提供し、自然災害や人為的災害の犠牲者である 780 万人を超える人々に食料品と非食料品からなる救援物資提供の支援を行った。また、DSWD は、災害によって家屋が完全に破壊された家族に対して住宅の再建を支援する「コアシェルター支援プログラム」を実施しており、2011 年には 1 億 3,730 万ペソを費やし、2,033 世帯を支援した。

<sup>56</sup> 国際協力機構 (2012) フィリピン共和国 地方における障害者のための バリアフリー環境形成プロジェクト 終了時 評価調査報告書, pp. 6、<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12145603.pdf> (参照 2020-12-08)

<sup>57</sup> OHCHR (2014) CRPD の政府報告, pp.16-17

**障害インクルーシブ防災（JICA の取り組み）**

上記の NCDA と JICA が協力して実施した「地方におけるバリアフリー環境形成プロジェクト」や、イロイロ州におけるコミュニティ防災推進事業（草の根技術協力事業、2012 年 4 月～2015 年 3 月）、ボランティア派遣（2011 年 10 月～2013 年 12 月）では、障害インクルーシブな防災に関する活動を支援し、例えば、市の防災計画の策定過程に DPO が参加し、避難所の運営方法の提案や障害者の居住地を示したマッピングを行った。2013 年 11 月の大型台風 30 号による災害では、被災地の障害者の連絡先を市や団体が把握していたことで緊急支援物資の確実な配布につながり、また、障害者同士がサポートグループを形成して精神的に支え合った、と好事例が紹介されている<sup>58</sup>。

**⑦ 障害と開発分野の国際協力実績（国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等）**

**過去の実績**

<p>日本政府<sup>59</sup></p>	<p><b>【技術協力プロジェクト：障害に特化した取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方における障害者のためのバリアフリー環境形成プロジェクト（障害者に優しいまちづくり）（2008～2012）</li> </ul> <p><b>【研修員受け入れ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援制度コース（青年研修、2010）</li> </ul> <p><b>【無償資金協力】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台風ヨランダ災害復旧・復興計画（2014）</li> <li>・ ラワン市及びマラブット市行政庁舎再建計画（2015）</li> </ul> <p><b>【有償資金協力】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新イロイロ空港開発事業（2000）</li> <li>・ 幹線空港開発事業新バコロド空港建設 フェーズ 2（2001）</li> <li>・ マニラ首都圏大量旅客輸送システム拡張事業（2013）</li> <li>・ 新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業（2013）</li> <li>・ 南北通勤鉄道事業（2015）</li> </ul> <p><b>【草の根技術協力事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的障害者自立支援プロジェクト（2005～2007）</li> <li>・ 聴覚障害教育における聴覚を活用した教育実施体制支援プロジェクト（2007～2010）</li> <li>・ マニラ近郊の障害児支援施設に対する障害児用中古車椅子供与計画（NGO 連携無償資金協力）（2011～2012）</li> <li>・ フィリピン共和国イロイロ市におけるコミュニティ防災推進事業フェーズ 1（2012～2015）</li> <li>・ フィリピン共和国イロイロ市におけるコミュニティ防災推進事業フェーズ 2～横浜イニシアチブ～（2015～2017）</li> <li>・ 障がい児（者）のエンパワーメント獲得のための支援技術者育成プログラム（2015～2018）</li> </ul>
--------------------------	--

<sup>58</sup> 国際協力機構（2017）「障害と開発」への取り組み p.5, [https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-att/disability\\_and\\_development.pdf](https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-att/disability_and_development.pdf)（参照 2020-12-08）、内閣府障害者白書

<sup>59</sup> Ibid., 国際協力機構（2017）pp.9-18

	<p><b>【民間連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>点字携帯端末機による全盲児・者の教育と就労の支援に関する案件化調査（2014）</li> <li>3D プリント義足製作ソリューション事業基礎調査（2015）</li> <li>日本式介護システム導入事業基礎調査（2015）</li> </ul>
他ドナー	<p><b>【国連児童基金（United Nations Children’s Fund。以下、「UNICEF」）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害児を含むフィリピンの児童の状況分析調査<sup>60</sup>（2016年）</li> <li>フィリピン大学及びフィリピン総合病院（Philippine General Hospital）と協力して、診断、支援機器の提供、カウンセリング等の包括的なサービスを提供する障害児のための4つのワンストップショップ（one-stop shops）を開始<sup>61</sup>。（2017）</li> <li>障害児のための福祉パッケージの開発<sup>62</sup>（保健省及び PhilHealth と協力、2018）</li> </ul> <p><b>【国連人口基金（United Nations Population Fund。以下、「UNFPA」）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ワールドビジョンと協力し、台風に襲われたカタンドゥアネス（Catanduanes）で妊娠中及び授乳中の母親と障害のある女性を支援<sup>63</sup>。（2020）</li> </ul> <p><b>【国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」<sup>64</sup>）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業と ILO との対話と情報交換を促進するために国際ビジネスと障害ネットワーク（Global Business and Disability Network。以下、「GBDN」）を設立。（2010）</li> <li>障害のある女性と男性に適切で生産的な仕事の機会を確保するため、Employees Compensation Commission、Institute of Labor Studies、UP CAMP と協力。（2017）</li> </ul> <p><b>【国連開発計画（United Nations Development Programme。以下、「UNDP」）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>UNDP と国連気候レジリエンス・イニシアチブ A2R<sup>65</sup>（UN Climate Resilience Initiative A2R）のパートナーは、フィリピンを含むアジア太平洋地域の気候変動に対処するための障害者のニーズに焦点を当てた多国間プロジェクトを開発。（2018）</li> </ul> <p><b>【国際連合世界食糧計画（World Food Programme。以下、「WFP」）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2019年のフィリピンの裨益者（23万6,573人）のうち約15%の3万5,486人が障害者（1万9,016人の女性、1万6,470人の男性）であったと推定<sup>66</sup>。</li> </ul>

<sup>60</sup> UNICEF, Philippines, Situation Analysis of Children in the Philippines, <https://www.unicef.org/philippines/media/556/file>（参照 2020-12-08）

<sup>61</sup> UNICEF (2017). Philippines, <https://www.unicef.org/philippines/press-releases/anne-curtis-color-run-earns-php75-million-unicefs-children-disabilities-program>（参照 2020-12-26）

<sup>62</sup> UNICEF (2018) Philippines, Press release, July 24, <https://www.unicef.org/philippines/press-releases/no-child-left-behind-study-calls-better-care-children-disabilities>（参照 2020-12-08）

<sup>63</sup> UNFAP. 2020. News, <https://philippines.unfpa.org/en/news/united-nations-population-fund-philippines-and-world-vision-partner-assist-pregnant-and>（参照 2020-12-26）

<sup>64</sup> ILO (2017) Philippines, News, [https://www.ilo.org/manila/public/sp/WCMS\\_617651/lang--en/index.htm](https://www.ilo.org/manila/public/sp/WCMS_617651/lang--en/index.htm)（参照 2020-12-26）

<sup>65</sup> 「A2R」は Anticipate・Absorb・Reshape の略。UN Climate Resilience Initiative A2R <http://www.a2rinitiative.org>（参照 2020-12-26）

<sup>66</sup> WFP (2019) Philippines Annual Country Report 2019, <https://docs.wfp.org/api/documents/WFP-0000113818/download/>（参照

	【オーストラリア政府】 障害者に対する奨学金の提供 <sup>67</sup> （2010～2016）
--	--

## 2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況<sup>68</sup>

フィリピンでは、CBR への取り組みを 80 年代初頭よりはじめ、それ以来、フィリピン政府は、障害者の権利とエンパワメントを促進するための効果的なアプローチとして、包括的なリハビリテーションサービスを提供している。

90 年代初頭、CBR の関係者、特に全国の NGO は、障害者への基本的なサービス提供におけるアプローチとして CBR の有効性を判断する評価や、CBR 実践に方向性を与えるための政策に対する要求が強くなった。そのような状況の中、2005 年に大統領は、地方自治体が障害者にサービスを提供する際に CBR を採用することを奨励した大統領令 437 号を発行した。これには、貧困削減、リハビリテーション、障害者のエンパワメント、機会の均等化、そして最終的な障害主流化（eventual inclusion into the mainstream of society）のために、地域資源を活用した地域レベルでの対策が含まれている。

また、共和国法 7277 条の第 2 章では、障害者（disabled persons）のリハビリテーションは、政府の関心事であり、より多くの障害者に手を差し伸べるために、従来の都市ベースの施設型の支援を超えて、地域ベースのプログラムに拡大し、国や地方政府機関の支援を受けてさまざまな分野における障害者の完全参加の促進を規定している。

NCDA は、障害者のニーズに対処するために、CBR 政策のガイドラインを提供することを任務としている。2009 年には、フィリピン CBR マニュアル<sup>69</sup>を作成した。また、NCDA の理事会は、CBR プログラムを開始する地方自治体向けの包括的な CBR 研修や開発プログラムを作成するための委員会として、地域に根ざしたリハビリテーション研修開発委員会（CBR Training and Development Committee）を設置し、LGU に研修を提供するとともに、研修及び開発モジュール（development modules）の品質と有効性をモニタリングする研修講師を育成している。地方行政においては、市長（Local Chief Executive Officer）がモニタリングと評価に関与し、NCDA は、RCDA を通じてモニタリング・評価を行う。

DSWD は、2008 年から 2010 年にかけて、52 の LGU で 338 人の行政官を対象に、CBR に関する能力構築プログラムを実施した<sup>70</sup>。

フィリピンは、NCDA を通じて、2011 年 11 月 29 日から 12 月 1 日に開催された「CBR : すべての人のためのコミュニティの構築 (CBR: Building Communities for Everyone)」と副題「開発アジェンダにおける障害の主流化 (Mainstreaming Disability in the Development Agenda)」

2020-12-26)

<sup>67</sup> Australian Government, Philippines Australia Human Resources and Organisational Development Facility: Evaluation Report and Management Response, <https://www.dfat.gov.au/about-us/publications/Pages/philippines-human-resources-organisational-development-facility-evaluation-report> (参照 2020-12-08)

<sup>68</sup> NCDA. CBR Experience in the Philippines, [http://www.jltd.jp/gtid/AP\\_CBR/pdf/15.pdf](http://www.jltd.jp/gtid/AP_CBR/pdf/15.pdf) (参照 2020-12-24)

<sup>69</sup> NCDA (2009) Philippine CBR Manual, [https://asksource.info/sites/default/files/2009%20Phil%20CBR%20Manual\\_Executive%20Summary.pdf](https://asksource.info/sites/default/files/2009%20Phil%20CBR%20Manual_Executive%20Summary.pdf) (参照 2020-12-24)

<sup>70</sup> OHCHR (2014) CRPD の政府報告, p.38

をテーマにした第 2 回アジア太平洋 CBR 会議を主催した。この会議には、障害者団体、NGO、関係省庁、開発機関、メディア、民間組織等、65 か国から 630 人の参加者が出席した<sup>71</sup>。

## 2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

フィリピン政府は 2018 年 12 月 18 日に、世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization。以下、「WIPO」）が障害者のアクセス権と著作権の調和を進めている、マラケシュ条約を批准した。

フィリピンで著作権を制限する国内法は、共和国法第 8293 号「知的財産法」（Intellectual Property Code）である。知的財産法は、主に、特許（発明）、実用新案、工業デザイン、商標、商号、競争、非公開情報（企業秘密）、著作権及び関連する権利（隣接権）、知的財産及び関連法の施行、ドメイン名、技術の移転、工業所有権について規定している<sup>72</sup>。知的財産法は、2000 年の省令第 01 号の規定により貿易産業法（Trade and Industry Laws）に含まれ<sup>73</sup>、2001 年には、「集積回路のレイアウト設計（地形）の保護のための法律（Act for the Protection of Layout-Designs (Topographies) of Integrated Circuits）」と題された共和国法第 9150 号によって、また、2008 年の共和国法第 9502 号「より安価で高品質の医薬品を提供する法律（Act Providing for Cheaper and Quality Medicines）」によって修正された<sup>74</sup>。

さらに、2013 年の共和国法第 10372 号は、フィリピンの知的財産局（Intellectual Property Office of the Philippines。以下、「IPOP HL」）内に、著作権と関連権利局（Bureau of Copyright and Other Related Rights）を設立、IPOP HL の局長（Director General）とその代理人への特定の執行機能の付与、インターネットを介して配布される著作物の技術的保護措置（technological protection measures）及び権利管理情報（rights management information）、視覚障害者（visually-impaired persons）のための著作権の制限と例外（copyright limitations and exceptions）、といった知的財産法の特定の条項を修正した<sup>75</sup>。

公認機関は IPOP HL となる。このほか、大学など 92 の機関が技術革新サポートセンター（Technology and Innovation Support Center）として指定されている<sup>76</sup>。

著作物の共有はアクセシブル書籍連合体（Accessible Books Consortium。以下、「ABC」）を通して行われており、2017 年 6 月 1 日、ABC は、さまざまな国の視覚障害者のための図書館が、アクセス可能なフォーマットで書籍を交換できるようにするグローバル書籍サー

<sup>71</sup> NCDA, Community-Based Rehabilitation (CBR) Accomplishment Report,

<https://www.ncda.gov.ph/category/announcements/cbr-congress-announcements/>（参照 2020-12-24）

<sup>72</sup> WIPO, the Philippines, [https://www.wipo.int/directory/en/details.jsp?country\\_code=PH](https://www.wipo.int/directory/en/details.jsp?country_code=PH)（参照 2020-12-24）

<sup>73</sup> WIPO, Department Administrative Order No. 01, <https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/9940>（参照 2020-12-24）

<sup>74</sup> WIPO, Republic Act No. 9150, <https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/9555>（参照 2020-12-24）

<sup>75</sup> WIPO, Republic Act No. 10372, <https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/12953>（参照 2020-12-24）

<sup>76</sup> WIPO, TISC Directory: Search Results, [https://www.wipo.int/tisc/en/search/search\\_result.jsp?country\\_code=PH](https://www.wipo.int/tisc/en/search/search_result.jsp?country_code=PH)（参照 2020-12-24）

ビス（Global Book Service）の開始を発表した。2020年12月の時点では、フィリピンからはどの団体も本サービスに参加していない。

## 2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

新型コロナウイルスはフィリピン経済に重大な影響を及ぼしている<sup>77</sup>。2020年6月、アジア開発銀行（Asia Development Bank。以下、「ADB」）は、フィリピンのGDP予測を3.8%引き下げた。また、フィリピン統計局によると、6月の失業率は17.7%（730万人）に上昇し、2019年4月の失業率5.1%を大幅に上回っている。2桁の失業率がすべての地域で報告され、失業率が最も高かったイスラム教徒ミンダナオのバンサモロ自治区の失業率は29.8%であった。観光産業や在外フィリピン人労働者からの送金などが直接影響を受けているため、新型コロナウイルスの社会経済的影響は、最もリスクの高いグループ間の不平等を悪化させ、武力紛争の対象となる地域の社会的緊張を高める可能性があることが指摘されている。また、フィリピンでの新型コロナウイルスは、ジェンダーの不平等を露呈させ、特に女性は雇用を失っているだけでなく、学校の閉鎖、高齢者や障害者のケア等により、自宅での介護・介助（care work）の増加に直面している<sup>78</sup>。

### ① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

フィリピン政府は、地域レベルでの関与の強化、対象を絞った隔離と検疫措置、接触者の追跡調査の拡大など、さまざまな分野で対応している。また、DOHとWHOは、LGUレベルでのガイドラインへの準拠と適切な実施の必要性を強調している<sup>79</sup>。

フィリピンの人道支援チーム（Humanitarian Country Team。以下、「HCT」）は、人道的対応計画（Humanitarian Response Plan）を策定し、新型コロナウイルスが蔓延している地域に住み、影響を最も受け、短期的な人道支援を必要としている540万人の脆弱な人々を対象とした。この中には、7万1,000人の障害者が含まれる<sup>80</sup>。

2020年4月23日、世界銀行は、新型コロナウイルスによる緊急の医療ニーズに対応し、国の公衆衛生への備えを強化するために、フィリピンの新型コロナウイルス緊急対応プロジェクトに1億米ドルの融資を承認した。DOHによって実施されるこのプロジェクトは、今後数か月の需要の増加に直面して、重要な医療サービスに不可欠な医療提供システムを強化するのに役立つ<sup>81</sup>、としている。

<sup>77</sup> 2020年12月22日の時点でフィリピンで報告された新型コロナウイルスの感染者数は462,815人で、そのうち54%が男性であり、最も影響を受けた年齢層は20-29歳（26.4%）であり、30-39歳（23.8%）がそれに続いている。

<sup>78</sup> HCT (2020) COVID-19 Response Plan, <https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/200804%20COVID-19%20Philippines%20HRP%20August%20Revision.pdf>（参照 2020-12-24）

<sup>79</sup> WHO (2020) Philippines COVID-19 Situation Report #66, [https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/WHO%20PHL%20SitRep%2066\\_COVID-19\\_22December2020.pdf](https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/WHO%20PHL%20SitRep%2066_COVID-19_22December2020.pdf)（参照 2020-12-24）

<sup>80</sup> HCT (2020) COVID-19 Response Plan

<sup>81</sup> World Bank, April 23, 2020, Press Release, <https://www.worldbank.org/en/news/press-release/2020/04/23/philippines-world-bank-approves-usd100m-to-support-covid-19-emergency-response>（参照 2020-12-24）

2020年6月の時点で、緊急補助金プログラムである社会改善プログラム（Social Amelioration Program。以下、「SAP」）では、4Psに登録されていない約1,300万の低所得世帯、4Psに登録されている430万の世帯、約10万人の公共交通機関の運転手が、緊急の現金給付を受けている。また、農業省（Department of Agriculture）は独自のSAPプログラムを実施し、2万7,000人以上の小規模農家と漁業従事者に助成金を給付した。さらに、DOLEのSAPは、インフォーマルセクターの30万人以上の失業者に助成金を給付した<sup>82</sup>。

2020年8月3日の時点で、DSWDは130万を超える家庭用食品パックの配布を含む7億3800万フィリピンペソ（1,450万米ドル<sup>83</sup>）の救援を実施した。また、LGUは、備蓄と災害対応待機資金を活用することで、140億ペソ（2億7,400万米ドル<sup>84</sup>）以上の救援を実施した<sup>85</sup>。

2020年9月28日、世界銀行の理事会は、フィリピンの受益者FIRST<sup>86</sup>社会保障プロジェクト（Philippines Beneficiary FIRST Social Protection Project）に6億米ドルの融資を承認し、DSWDが4Psを実施し、FIRSTを追求するための継続的な支援を提供する、とした。これにより、新型コロナウイルスの影響を受けた低所得世帯の福祉を保護し、デジタルツールを利用した政府の新しい社会保障の仕組みが確立され、少なくとも400万世帯が受益すると予想されている。このプロジェクトはまた、DSWDの支払い配信システム（payment delivery systems）を近代化し、受益者の金融リテラシーを促進し、金融包摂を加速することを目指している<sup>87</sup>。

また、調査チームが障害者支援団体に実施したアンケートによると、政府は新型コロナウイルス対策として、障害者を優先した食糧配布、ビタミン剤の提供、要求に応じた交通手段の手配、継続的なリハビリテーションサービス等を提供し、一部のLGUは追加の支援（現物・現金）を提供した。また、そのような対策がすべての障害者に行き届いているか、という質問に対しては、「LGUによって異なるが、基準が登録に基づいている場合、障害者が除外されてしまうことがある」との回答を得た。

## ② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

Save the Childrenのフィリピン事務所は、コロナ禍での隔離期間（quarantine）の延長により、リハビリテーションや治療などの重要な医療サービスを受けていない障害児の状況について懸念を表明している。隔離措置（quarantine measures）は、教育サービス、デイケアセンター、児童発達センター（child development centers）等へのアクセスの欠如により、障害のある児童とその家族の生活に深刻な影響を及ぼしている。障害児の親と介助者（caregivers）

<sup>82</sup> HCT (2020) COVID-19 Response Plan,

<sup>83</sup> 原文にある値を記載。

<sup>84</sup> 原文にある値を記載。

<sup>85</sup> Ibid. HCT (2020)

<sup>86</sup> FIRSTはFast, Innovative, and Responsive Service Transformationの頭文字。

<sup>87</sup> World Bank, September 28, 2020, Press Release, <https://www.worldbank.org/en/news/press-release/2020/09/28/world-bank-approves-a-usd600-million-new-project-to-help-cushion-the-pandemics-impact-on-poor-households-in-the-philippines>（参照2020-12-24）

は、隔離による収入と生計手段の喪失に直面しているため、障害のある子どもたちが治療やリハビリテーション等のサービスを利用できなくなっている<sup>88</sup>、としている。

また、調査チームが障害者支援団体に実施したアンケートによると、既往症のある障害者が病院に拒絶されたり、両親が病院にいる間重度の障害児の世話をすることを禁じられ障害児が死亡したり、自宅に戻れなかった介助者（personal assistance）がいたという回答があった。

### ③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

新型コロナウイルス障害権利モニター<sup>89</sup>（COVID-19 Disability Rights Monitor。以下、「COVID-DRM」）<sup>90</sup>では、「政府は、全寮制の学校に在学する障害児に関して措置を講じていますか？<sup>91</sup>」という質問を行い、回答したフィリピン人の40%が「措置はない」と回答した。また、「政府は非常事態宣言の際に障害児の家族を支援するための措置を講じていますか？<sup>92</sup>」という質問を行い、回答したフィリピン人の20%が「措置はない」、40%が「多少の措置はあったが不十分であった」と回答した。

また、調査チームが障害者支援団体に実施したアンケートによると、障害児の家族は、オンライン教育の追加費用、教材を受け取れない、家庭で子どもの教育を支援する能力等に問題がある、との回答があった。

### ④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

フィリピンのCBMプログラムマネージャーは、コロナ禍に障害のある人々の不安定な立場を強調し、「これらの困難な時代に、障害者のセクターはひどく見過ごされています。政府と民間部門の支援において、障害特有のニーズは適切に対処されていません。たとえば、公共交通機関が停止したとき、身体に障害のある貧しい人が3時間歩いて医師の診察を受けました。健康に影響を与える食料や薬品は入手が困難です。一部の個人用支援機器（personal protective equipment）は、特に脳性まひの人には適していません。精神疾患（mental illness）の薬に依存している人々は、特に供給が不足しているときは脆弱です。このコロナ禍では、障害者と高齢者が最も危険にさらされています」と報告している<sup>93</sup>。

また、調査チームが障害者支援団体に実施した障害者の移動に関するアンケートによると、公共交通機関が停止されたことは大きな問題であり、運賃も増額された。たとえば、3

<sup>88</sup> OCHA, 19 May 2020. Relief web, <https://reliefweb.int/report/philippines/save-children-philippines-calls-igus-address-needs-children-youth-disabilities>（参照 2020-12-24）

<sup>89</sup> COVID-19 Disability Rights Monitor, <https://covid-drm.org/data?country=PH>（参照 2020-12-24）

<sup>90</sup> COVID-DRM は、Validity Foundation – Mental Disability Advocacy Centre, European Network on Independent Living (ENIL), Disability Rights International (DRI), The Disability Rights Unit at the Centre for Human Rights, University of Pretoria, International Disability and Development Consortium (IDDC)等が協力し、新型コロナウイルスに関連した障害者の経験や国が非常事態にどのように対応しているかに関する情報収集を目的として実施され、2020年4月20日から8月8日までの間、世界134カ国から2,152人の回答が寄せられた。フィリピン人は18人が回答している。

<sup>91</sup> 英文：Has the Government taken measures in relation to children with disabilities attending residential schools?

<sup>92</sup> 英文：Has the Government taken measures in order to support families of children with disabilities during the state of emergency situation?

<sup>93</sup> CBM, 4 May 2020, <https://www.cbm.org.au/stories/the-challenge-of-an-inclusive-government-response-to-covid-19-snapshot-from-the-philippines/>（参照 2020-12-24）

人乗りだったローカル輸送オート三輪車 (tricycle) は、今は1人の乗客しか乗せないため乗客は2人分の運賃を負担する必要がある。また、ジープニーの近代化プログラムは、アクセシビリティが設計基準の一部となることを保証していない、との回答があった。

#### ⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

包摂プロジェクトネットワーク (Project Inclusion Network。以下、「PIN」) によって実施された75人の障害者を対象にした雇用に関する調査では、そのうち70%が在宅勤務、労働時間の短縮、失業など新型コロナウイルスの影響を受けている、としている。障害者は、新しい日常に順応するのに長い時間がかかり、雇用機会を見つけるのがより困難になることを危惧している。また、DOLEとPINは、2020年7月15日から8月14日まで、就職や起業を希望している障害者を対象として、オンラインの調査を実施した。この調査の結果は、今後公表予定となっている<sup>94</sup>。

国連のグテーレス事務総長は6月に、コロナ禍が引き起こす景気の後退により、世界で2億人の国外へ出稼ぎに出ている労働者の雇用が大きな影響を受け、本国への送金が減少することで、それに頼る8億人の本国の家族が貧困に転落することへ懸念を示している<sup>95</sup>。フィリピンは世界最大の労働力輸出国と言われ、国民の10人に1人に当たる約1,000万人が海外に居住、2018年の在外フィリピン人からの送金額が過去最高の289億4,300万米ドルに達し、2019年1月から7月の累計も前年同期比3.9%増の172億1,901万米ドルとなっている<sup>96</sup>。障害者のいる世帯を含め、コロナ禍によるフィリピン経済への深刻な影響は計り知れない。

調査チームが障害者支援団体に実施した障害者の就労に関するアンケートによると、「(視覚障害者の多くが従事している) マッサージ業界は大きな影響を受けた。また、学校の椅子や家具を供給している多くの障害者団体が影響を受けた」という回答があった。

#### 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

COVID-DRM<sup>97</sup>では、「あなたの国で新型コロナウイルスに関する情報が提供されているのは、次のどの形式ですか? あなたが知っているすべての対策を確認してください<sup>98</sup>」という質問を行い、回答したフィリピン人の約17%が「情報はどのような形式でも利用できなかった」、約17%が「情報は手話通訳者を介して利用できた」、約17%が「情報は多言語

<sup>94</sup> DOLE, 15 July 2020, News Release, <https://www.dole.gov.ph/news/moving-towards-disability-inclusive-recovery-in-employment-and-livelihood-in-the-time-of-covid-19/>

<sup>95</sup> UN, 15 June 2020, Press Release, <https://www.un.org/press/en/2020/sgsm20127.doc.htm> (参照 2020-12-23)

<sup>96</sup> 日本貿易振興機構 (ジェトロ) (2019) 地域・分析レポート、<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2019/0303/390d9735f469d1f6.html> (参照 2020-12-23)

<sup>97</sup> COVID-19 Disability Rights Monitor, <https://covid-drm.org/data?country=PH> (参照 2020-12-24)

<sup>98</sup> 英文: In which of the below formats has information on COVID-19 been provided in your country? Check all measures that you are aware of.

で利用できた」、約 17%が「情報は読み上げソフト (screen reader) で利用できた」と回答した。

UNICEF は、新型コロナウイルスの課題に対応するために、障害児の家族と介助者 (caregivers) を支援している。UNICEF は、2020 年 12 月 3 日の国際障害者の日に合わせて「介助者のケア」と題したオンラインセミナーを実施し、録画視聴<sup>99</sup>を含めると 48,918 人が視聴している<sup>100</sup>。

調査チームが障害者支援団体に実施した障害者の情報保障に関するアンケートによると、「視覚障害者はウェブサイトにアクセスできない。聴覚障害者は多くのニュース番組や新型コロナウイルス関連の番組 (特に地方) を視聴できない。政府からの追加支援を受けるための情報保障がない状況である」との回答があった。

---

<sup>99</sup> UNICEF 録画視聴サイト, <https://www.facebook.com/unicefphilippines/videos/vl.2740201896238714/373487863954532>  
(参照 2020-12-24)

<sup>100</sup> WHO (2020) Philippines COVID-19 Situation Report #66,  
[https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/WHO%20PHL%20SitRep%2066\\_COVID-19\\_22December2020.pdf](https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/WHO%20PHL%20SitRep%2066_COVID-19_22December2020.pdf) (参照 2020-12-24)

### 3. 障害関連団体の活動概況

#### 3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
フィリピン全国障害者団体連合 (Philippines National Federation of Persons with Disabilities)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1998年には、58の州、17の市、73の自治体をカバーする障害種別を超えた草の根のグループで構成される215の支部組織があった<sup>101</sup>。</li> <li>• 2020年12月の時点では、最小行政自治区 (barangay) から地域 (regional) レベルまで、政府によって組織された障害者団体で構成される新しい障害者の全国連合があり、地域連盟の集合体 (regional federations) が全国連盟 (national federation) となっている。</li> </ul>
フィリピン盲人連合 (Philippine Blind Union)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1990年に設立され、視覚障害者に関する政策提言、情報提供、啓発、国際協力などを担っており、52のメンバー団体で構成されている。</li> <li>• 主に、視覚障害者の教育、雇用、リハビリテーション、CBR、情報サポート、アクセシビリティ、移動支援 (モビリティサポート)、支援機器/デバイス、差別禁止、職業訓練、収入創出に関する活動を行なっている。</li> <li>• 社会的企業開発プログラムと視覚障害者または視覚障害者のインクルーシブ教育の推進。</li> <li>• 教育委員会は、教育省やその他の利害関係者と緊密に連携して、視覚障害児のためのインクルーシブ教育システム (inclusive educational system) を推進しています。手当が支給されることがあるが、職員の全員がボランティアであり、90%が視覚障害者である。</li> </ul>
フィリピンろう連合 (Philippine Federation of the Deaf: PFD)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1996年に設立され、聴覚障害者のエンパワメントを行うと共に、国内及び国際的な会議でフィリピンの聴覚障害者グループを代表している。</li> <li>• マニラ首都圏と州内に24のメンバー団体がある。</li> <li>• 草の根の聴覚障害者団体に、組織管理、啓発、リーダーシップ研修等を提供している。</li> <li>• また、聴覚障害者の基本的権利を行使するため、特に雇用に関する機会の均等化を促進している。</li> <li>• 世界ろう連盟のメンバー。</li> </ul>

<sup>101</sup> 日本障害者リハビリテーション協会 (1998) 障害保健福祉研究情報システム、Development of Small Enterprises for Women with Disabilities in the Philippines: The KAMPI Experience, Venus M. lagan, <https://www.dinf.ne.jp/doc/english/asia/resource/z00ap/003/z00ap00306.html>

<p>Life Haven Inc.</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2005 年に設立。</li> <li>・ フィリピンの障害者の自立生活運動を中心に活動。</li> <li>・ 障害者の地域への完全な参加、障害者のエンパワメントに向けた手段として、フィリピンでの自立生活センターの設立を主導している。</li> <li>・ また、政策提言、組織開発、リーダー研修、情報提供、意識向上、アドボカシー、情報交換、研究、個人支援、災害対応、国際協力に関する取り組みを行なっている<sup>102</sup>。</li> <li>・ 障害を含む社会保障と公共交通機関のアクセシビリティを提唱し、支援機器の提供に関するガイドラインの作成。</li> <li>・ 障害児の育成コストに関する継続的な調査研究（社会保障プログラムの開発用）実施ガイドラインの改訂。</li> <li>・ アクセシビリティ法の実施ガイドラインの改訂・最終化のための支援、アクセシブルな公共交通機関に関するフィリピン国家基準の開発に対する支援、及び障害者手当に関する法案に関する助言<sup>103</sup>。</li> </ul>
------------------------	--

### 3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
<p>タハナンワランハグダナン (Tahanang Walang Hagdanan, Inc.)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1973 年に、障害者のエンパワメントと環境への配慮を目的に設立され、教育、訓練、医療支援、生計向上に関する取り組みを通じて障害者を支援している。</li> <li>・ 車いすや杖などの支援機器を製造している。</li> <li>・ また、障害者の交通や雇用へのアクセス改善を目的に「Access 2020」と呼ばれる啓発活動（selling of promo items, Bikers' Breakfast Ride, Fun Run 等）を行なっている<sup>104</sup>。</li> </ul>
<p>CBM<sup>105</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CBM は国際的なキリスト教開発援助組織であり、世界で最も貧しいと言われる障害者の生活の質の向上に取り組んでいる。</li> <li>・ フィリピンの CBM は、地方自治体、障害者協会、その他の地域の利害関係者と協力して障害者サービスの提供を促進し、障害者の権利を擁護する非政府団体と政府団体の両方への支援を通じて障害のある人々の生活の質の向上に取り組んでいる。</li> <li>・ 2014 年、CBM は、フィリピンの障害者や高齢者のための人道支援促進を目的に、高齢者・障害者タスクフォース (Aging and Disability Task Force) を立ち上げた。</li> </ul>

<sup>102</sup> 調査チーム実施のアンケートより。

<sup>103</sup> Life Haven Inc, [http://www.lifehaveninc.org/about\\_us/about\\_us.html](http://www.lifehaveninc.org/about_us/about_us.html)

<sup>104</sup> Tahanang Walang Hagdanan, Inc. <https://twh.org.ph>

<sup>105</sup> 「CBM」は、以前は「ドイツ語：Christoffel-Blindenmission、英語：Christian Blind Mission」の頭文字として知られていたが、現在は頭文字ではなく、正式な団体名として「CBM」を使用。

#### 4. 参考資料

- ADB (2012) *The KALAHY-CIDSS Project in the Philippines, Sharing Knowledge on Community-Driven Development*, p.3, <https://www.adb.org/sites/default/files/publication/29878/kalahy-cidss-project-philippines.pdf> (参照 2020-12-17)
- Government of the Philippines (2014) *Convention on the Rights of Persons with Disabilities initial State Party's Report*,  
[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2fPHL%2f1&Lang=en](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2fPHL%2f1&Lang=en) (参照 2020-12-08)
- Government of the Philippines (2015) *Combined seventh and eighth periodic reports by the Philippines*,  
[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2fC%2fPHL%2f7-8&Lang=en](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2fC%2fPHL%2f7-8&Lang=en) (参照 2020-12-08)
- HCT (2020) *COVID-19 Response Plan*,  
<https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/200804%20COVID-19%20Philippines%20HRP%20August%20Revision.pdf> (参照 2020-12-24)
- IFLA (2018) *Implementing the Marrakesh Treaty for persons with print disabilities, A practical guide for librarians*, [https://www.ifla.org/files/assets/hq/topics/exceptions-limitations/getting\\_started\\_faq\\_marrakesh\\_treaty\\_a\\_practical\\_guide\\_for\\_librarians\\_2018\\_en.pdf](https://www.ifla.org/files/assets/hq/topics/exceptions-limitations/getting_started_faq_marrakesh_treaty_a_practical_guide_for_librarians_2018_en.pdf)  
(参照 2020-12-21)
- NCDA (2009) *Philippine CBR Manual*,  
[https://asksource.info/sites/default/files/2009%20Phil%20CBR%20Manual\\_Executive%20Summary.pdf](https://asksource.info/sites/default/files/2009%20Phil%20CBR%20Manual_Executive%20Summary.pdf) (参照 2020-12-24)
- NSO (2005) *Special Report on Persons with Disabilities*,  
<https://psa.gov.ph/sites/default/files/2000%20CPH%20Special%20Report%20on%20Person%20With%20Disability.pdf> (参照 2020-12-17)
- PSA (2017) *PHILIPPINE STANDARD CLASSIFICATION Of EDUCATION*,  
<https://psa.gov.ph/sites/default/files/PSCED%20Publication%20as%20of%2024%20April%202018.pdf> (参照 2020-12-16)
- TESDA (2020) *Labor Market Intelligence Report, Enabling the Disabled, Social Equity for All*, Issue no.1, Series of 2020,  
<https://www.tesda.gov.ph/Uploads/File/LMIR%202020/LMIR%20Issue%20No.%201,%20s.%202020%20-%20Enabling%20the%20Disabled.pdf> (参照 2020-12-16)
- United Nations (2016) *Concluding observations on the combined seventh and eighth periodic reports of the Philippines*,  
[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2fC%2fPHL%2fCO%2f7-8&Lang=en](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2fC%2fPHL%2fCO%2f7-8&Lang=en) (参照 2020-12-08)

United Nations (2018) *Concluding observations on the initial report of the Philippines*,  
[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2fPHL%2fCO%2f1&Lang=en](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2fPHL%2fCO%2f1&Lang=en) (参照 2020-12-08)

WFP (2019) *Philippines Annual Country Report 2019*, <https://docs.wfp.org/api/documents/WFP-0000113818/download/> (参照 2020-12-26)

JICA (2012) フィリピン共和国 地方における障害者のための バリアフリー環境形成プロジェクト 終了時評価調査報告書, pp. 6,  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12145603.pdf> (参照 2020-12-08)

<ウェブ情報>

ABC, ABC Global Book Service, <https://www.accessiblebooksconsortium.org/globalbooks/en/> (参照 2020-12-21)

Australian Government, Philippines Australia Human Resources and Organisational Development Facility: Evaluation Report and Management Response, <https://www.dfat.gov.au/about-us/publications/Pages/philippines-human-resources-organisational-development-facility-evaluation-report> (参照 2020-12-08)

CBM, 4 May 2020, <https://www.cbm.org.au/stories/the-challenge-of-an-inclusive-government-response-to-covid-19-snapshot-from-the-philippines/> (参照 2020-12-24)

COVID-19 Disability Rights Monitor, <https://covid-drm.org/data?country=PH> (参照 2020-12-24)

DOLE, News Release, November 10, 2019, <https://www.dole.gov.ph/news/working-seniors-pwds-entitled-to-labor-standards/> (参照 2020-12-08)

DOLE, Mission, <https://www.doh.gov.ph/profile> (参照 2020-12-08)

DOLE, Press Release, November 10, 2019, <https://www.dole.gov.ph/news/working-seniors-pwds-entitled-to-labor-standards/> (参照 2020-12-08)

DOLE, 15 July 2020, News Release, <https://www.dole.gov.ph/news/moving-towards-disability-inclusive-recovery-in-employment-and-livelihood-in-the-time-of-covid-19/>

DOH, About us, <https://www.doh.gov.ph/about-us> (参照 2020-12-08)

DOH, DOH Profile, <https://www.doh.gov.ph/profile> (参照 2020-12-08)

DSWD (2010) Administrative order No. 14, October 14, 2010,  
[https://www.dswd.gov.ph/issuances/AOs/AO\\_2010-014.pdf](https://www.dswd.gov.ph/issuances/AOs/AO_2010-014.pdf) (参照 2020-12-08)

DSWD, About us, Mission and Organizational Outcomes, <https://www.dswd.gov.ph/about-us/> (参照 2020-12-17)

IFLA (2020) Marrakesh Treaty Implementation,  
[https://www.ifla.org/files/assets/hq/topics/exceptions-limitations/documents/marrakesh\\_update\\_december\\_2020.pdf](https://www.ifla.org/files/assets/hq/topics/exceptions-limitations/documents/marrakesh_update_december_2020.pdf) (参照 2020-12-21)

- ILO (2017) Philippines, News, [https://www.ilo.org/manila/public/sp/WCMS\\_617651/lang--en/index.htm](https://www.ilo.org/manila/public/sp/WCMS_617651/lang--en/index.htm) (参照 2020-12-26)
- Life Haven Inc, [http://www.lifehaveninc.org/about\\_us/about\\_us.html](http://www.lifehaveninc.org/about_us/about_us.html)
- NCDA. CBR Experience in the Philippines, [http://www.jlidd.jp/gtid/AP\\_CBR/pdf/15.pdf](http://www.jlidd.jp/gtid/AP_CBR/pdf/15.pdf) (参照 2020-12-24)
- NCDA, Community-Based Rehabilitation (CBR) Accomplishment Report, <https://www.ncda.gov.ph/category/announcements/cbr-congress-announcements/> (参照 2020-12-24)
- NCDA, Organizational Structure, <https://www.ncda.gov.ph/about/organizational-structure/> (参照 2020-12-08)
- OCHA. 19 May 2020. Relief web, <https://reliefweb.int/report/philippines/save-children-philippines-calls-lgus-address-needs-children-youth-disabilities> (参照 2020-12-24)
- OHCHR (2020) COVID-19 AND THE RIGHTS OF PERSONS WITH DISABILITIES, [https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Disability/COVID-19\\_and\\_The\\_Rights\\_of\\_Persons\\_with\\_Disabilities.pdf](https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Disability/COVID-19_and_The_Rights_of_Persons_with_Disabilities.pdf) (参照 2020-12-24)
- OHCHR, UN Treaty Body Database, Philippines, [https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=PHL&Lang=EN](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=PHL&Lang=EN) (参照 2020-12-08)
- Official Gazette, <https://www.officialgazette.gov.ph/k-12/> (参照 2020-12-17)
- Presidential Decree (P.D.) (2015) No. 626, HANDBOOK ON EMPLOYEES' COMPENSATION AND STATE INSURANCE FUND, 2013 Edition, [http://ecc.gov.ph/wp-content/uploads/2015/04/PD\\_626.pdf](http://ecc.gov.ph/wp-content/uploads/2015/04/PD_626.pdf) (参照 2020-12-16)
- PSA (Philippine Statistics Authority) (2010) Table 1. Household Population with Disability by Age Group, Sex, and Region: Philippines, <https://psa.gov.ph/sites/default/files/attachments/hsd/pressrelease/Disability%20by%20Age%20Group%20and%20Sex.pdf> (参照 2020-12-17)
- PSA (2013) <https://psa.gov.ph/content/persons-disability-philippines-results-2010-census> (参照 2020-12-17)
- Tahanang Walang Hagdanan, Inc. <https://twh.org.ph>
- TESDA, <https://www.tesda.gov.ph/About/TESDA/24> (参照 2020-12-16)
- UN. 15 June 2020, Press Release, <https://www.un.org/press/en/2020/sgsm20127.doc.htm> (参照 2020-12-23)
- UN Climate Resilience Initiative A2R <http://www.a2rinitiative.org> (参照 2020-12-26)
- UNFAP. 2020. News, <https://philippines.unfpa.org/en/news/united-nations-population-fund-philippines-and-world-vision-partner-assist-pregnant-and> (参照 2020-12-26)

- UNICEF, Making the 4Ps inclusive for all children of currently enrolled households,  
<https://www.unicef.org/philippines/reports/policy-brief-making-4ps-inclusive> (参照 2020-12-08)
- UNICEF Philippines, Situation Analysis of Children in the Philippines,  
<https://www.unicef.org/philippines/media/556/file> (参照 2020-12-08)
- UNICEF, 2017. Philippines, <https://www.unicef.org/philippines/press-releases/anne-curtis-color-run-earns-php75-million-unicefs-children-disabilities-program> (参照 2020-12-26)
- UNICEF Philippines, Press release, July 24 2018, <https://www.unicef.org/philippines/press-releases/no-child-left-behind-study-calls-better-care-children-disabilities> (参照 2020-12-08)
- UNICEF 録画視聴サイト, <https://www.facebook.com/unicefphilippines/videos/v1.2740201896238714/373487863954532> (参照 2020-12-24)
- Washington Group on Disability Statistics (2020) The Washington Group Short Set on Functioning (WG-SS), 19 March, 2020, [https://www.washingtongroup-disability.com/fileadmin/uploads/wg/Documents/Questions/Washington\\_Group\\_Questionnaire\\_\\_1\\_-\\_WG\\_Short\\_Set\\_on\\_Functioning.pdf](https://www.washingtongroup-disability.com/fileadmin/uploads/wg/Documents/Questions/Washington_Group_Questionnaire__1_-_WG_Short_Set_on_Functioning.pdf) (参照 2020-12-08)
- WHO (2020) Philippines COVID-19 Situation Report #66,  
[https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/WHO%20PHL%20SitRep%2066\\_COVID-19\\_22December2020.pdf](https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/WHO%20PHL%20SitRep%2066_COVID-19_22December2020.pdf) (参照 2020-12-24)
- Wikipedia, [https://en.wikipedia.org/wiki/Pantawid\\_Pamilyang\\_Pilipino\\_Program](https://en.wikipedia.org/wiki/Pantawid_Pamilyang_Pilipino_Program)
- WIPO, Department Administrative Order No. 01, <https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/9940> (参照 2020-12-24)
- WIPO, Philippines, [https://www.wipo.int/directory/en/details.jsp?country\\_code=PH](https://www.wipo.int/directory/en/details.jsp?country_code=PH) (参照 2020-12-24)
- WIPO, Republic Act No. 9150, <https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/9555> (参照 2020-12-24)
- WIPO, Republic Act No. 10372, <https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/12953> (参照 2020-12-24)
- World Bank, <https://data.worldbank.org/indicator> (参照 2020-12-08)
- WIPO, TISC Directory: Search Results,  
[https://www.wipo.int/tisc/en/search/search\\_result.jsp?country\\_code=PH](https://www.wipo.int/tisc/en/search/search_result.jsp?country_code=PH) (参照 2020-12-24)
- World Bank, April 23, 2020, Press Release, <https://www.worldbank.org/en/news/press-release/2020/04/23/philippines-world-bank-approves-usd100m-to-support-covid-19-emergency-response> (参照 2020-12-24)
- World Bank, September 28, 2020, Press Release, <https://www.worldbank.org/en/news/press-release/2020/09/28/world-bank-approves-a-usd600-million-new-project-to-help-cushion-the-pandemics-impact-on-poor-households-in-the-philippines> (参照 2020-12-24)

- 日本障害者リハビリテーション協会 (1998) 障害保健福祉研究情報システム、Development of Small Enterprises for Women with Disabilities in the Philippines: The KAMPI Experience, Venus M. Iagan, <https://www.dinf.ne.jp/doc/english/asia/resource/z00ap/003/z00ap00306.html>
- 外務省 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world\\_school/01asia/infoC11400.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/01asia/infoC11400.html) (参照 2020-12-16)
- 日本貿易振興機構 (ジェトロ) (2019) 地域・分析レポート、  
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2019/0303/390d9735f469d1f6.html> (参照 2020-12-23)
- 内閣府 (2013-2019) 『障害者白書』 <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html>  
(参照 2020-12-12)
- JICA (2017) 「障害と開発」への取り組み p.5,  
[https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-att/disability\\_and\\_development.pdf](https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-att/disability_and_development.pdf) (参照 2020-12-08)